

第7回軽米町議会定例会令和2年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

令和 2年 3月10日(火)  
午前 9時58分 開 議

議 事 日 程

議案第 8号 令和2年度軽米町一般会計予算

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
総務課	企画担当課長	梅木	勝彦	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長	小笠原	亨	君
税務会計課	課税担当課長	福島	貴浩	君
税務会計課	収納・会計担当課長	工藤	祥子	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君
町民生活課	総合窓口担当課長	橋本	邦子	君
町民生活課	町民生活担当課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
健康福祉課	福祉担当課長	内城	良子	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	角田	貴浩	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
産業振興課	農政企画担当課長	長瀬	設男	君
産業振興課	農林振興担当課長	日脇	邦昭	君
産業振興課	商工観光担当課長	畑中	幸夫	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
地域整備課	環境整備担当課長	江刺家	雅弘	君
再生可能エネルギー	推進室長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会	事務局総括次長	堀米	豊樹	君

選挙管理委員会事務局長	吉岡靖君
農業委員会事務局長	小林浩君
監査委員	竹下光雄君
監査委員事務局長	小林千鶴子君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小林千鶴子君
議会事務局主任	川島幸徳君
議会事務局主事補	小野家佳祐君

---

◎開議の宣告

○委員長（本田秀一君） それでは、昨日に引き続きまして令和２年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開催いたしたいと思えます。

傍聴希望者がいますので、許可いたしたいと思えます。

本日の欠席委員は、田村せつ委員であります。

（午前 ９時５８分）

---

◎発言の申出

○委員長（本田秀一君） 議事に入る前でございますが、昨日の答弁について発言したい旨の報告がありましたので、許可いたしたいと思えます。

２件ほどありますので、最初に地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 昨日の補正予算に関連しまして、除雪経費に関連しまして、軽米インター付近、国道の歩道除雪となっていないのではないかとということで、県の土木センターのほうを確認いたしました。

県では発注はしていると。ただ、発注については企業体という形で発注していて、業者間の連携がうまくいっていなかったものと思われるということでございました。今後については、しっかりと対応していきたいということの確認を取ってございます。

○委員長（本田秀一君） この件について質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 次に、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 昨日一般会計の最後のところで質問があり、答えられなかった部分についてお答えしたいと思います。

まず、質問の内容でございますけれども、２４ページになります。それで、いわての妊産婦包括支援促進事業の内容についてということでございましたが、こちらは歳出のほうもありまして、歳出のほうは７２ページになります。上から３つ目の妊産婦包括支援物品１９万７，０００円の半額を県から補助金として頂くものでございますが、妊産婦の事業の内容でございますけれども、妊産婦の訪問のときに赤ちゃん用の物品、お尻拭きであったり、おむつであったりをお土産に持って行って、妊産婦の状況を確認して、ハイリスク者の早期発見とか支援につなげるというふうな事業でございます。

以上、答弁とします。

○委員長（本田秀一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、次に進みたいと思います。

---

◎議案第8号の審査

○委員長（本田秀一君） 現在資料請求が10件ほど出されておりますけれども、予算に係る部分であります。この件につきましては各担当課からその都度説明をしていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） これから2款の総務費に入るわけでございますが、説明が終わっておりますので、質疑は目ごとに進めてまいりたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 35ページから、1目一般管理費、質疑を受けたいと思います。江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 最初に、報酬のところなのですけれども、これは恐らく1人分だと思いますけれども、この方は昨年から引き続き仕事をされている方でしょうか。もしそうだとしたら、年収的には増えたのか減ったのかということと、あと月収にしたらどうなるかということ。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先に、江刺家委員のご質問の前に、資料要求が会計年度職員関連で出されておりましたけれども、午後の提出となりますけれども、報告させていただきます。

あと、ただいまのご質問ですが、まず1つの考え方として、今年の人が来年も継続するのだという考え方ではなくて、私どもとしてはお手伝いしていただきたい業務を今年と同じように来年も用意すると、そういうふうな形でご理解をいただきたいと思います。あくまで1人の人に着目をして継続するという考え方ではないと。これは、これからの全ての予算について同じことが言えますので、そういうふうなご理解の下にお願いをしたいと思います。月収につきましては、行政職給料表の…すみません、ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時04分 休憩

---

午前10時05分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今募集要項のほうを確認しているのですけれども、16万6,012円です。募集要項は予算の範囲内でやっているのです、そういう計算

になるかと思いますが、違っていればちょっと休憩時間等を利用して、条例のほうを確認の上、お答えさせていただきたいと思います。

幾らぐらい上がっているかというのは、ちょっと個別には判定できませんけれども、いずれ上がっておりまして、全体的な話になりますけれども、2割5分程度は収入にして増加するというふうなことでございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 期末手当も出るので、前年と職員は変わっている、募集は新たに募集したことになるので、比較はしないというのは、基本的にはそういうことなのですけれども、実際人を探すのが、経験とかあって同じ人を頼んでいるのが多いと思うのですけれども、そのときに期末手当が出るようになったので、日額とか直した場合に月収が減るという例があるということだったので、生活費というのは毎月もらった給料で生活していくので、月の手取りが減るということは大変なことだなと思って、そんなことないよという何か国のほうからの附帯決議というか、あったかと思うのですが。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それもちょっとまた改めて確認したいと思いますが、私の今持っている認識の上では、そういうふうに月収が下がることどうのこの、そこまでのマニュアル等では示されてはいないと記憶しております。

○委員長（本田秀一君） 山本幸男委員。

○10番（山本幸男君） 26ページの……

○委員長（本田秀一君） 2款の総務費ですけれども。

○10番（山本幸男君） 36ページ、特別職の関係の予算出ておりますが、この頃は割と委員会は開催されない、繰越しというようなことが何年かあったような感じがしますが、去年はやりましたか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） もう一回お願いします。

○10番（山本幸男君） 特別職の報酬審議会。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 報酬審議会につきましては開催しておりません。

○委員長（本田秀一君） 山本幸男委員。

○10番（山本幸男君） 実態がどうであろうと、しばらくそういう状況になかったのですが、あってもなくてもこの審議会は開催して検討するというものではないのかなと。4年も開催しないで、予算だけ出すのはちょっといかがなものだろうかと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 特別職の報酬の審議会につきましては、都度都度現行の特別職の報酬等が適正かどうかを検証するという機関ではなくて、当方において改定等が必要な場合に、その内容等について諮問をし、審議いただく機関と認識しております。そういうことでありまして、予算としては確保しているわけですが、予算の確保イコール開催という趣旨ではないということをご理解をいただければと思います。
- 委員長（本田秀一君） 山本幸男委員。
- 10番（山本幸男君） そういう考え方かもしれませんが、私はやっぱりいつも整理予算とかでゼロと、予算取ってもゼロという形の処理をされている年度が多いなど、そう思っています。そんなことではなくて予算計上した以上、やっぱり審議会を開いて、そして検討するというようなことが望ましい姿ではないのかなと。これは、この予算の項目だけでなく、やはり基本的に予算化したというのは、そういう指針に基づいて執行するというふうなことが本来の姿だと思うのですが、いかがですか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 私どもの解釈は、先ほど申し上げたとおりでございますが、他市町村の事例等も踏まえながら、また改めて今後検討してまいりたいと思います。
- 以上です。
- 委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。
- 中村正志委員。
- 4番（中村正志君） 38ページの委託料で特定個人情報等取扱研修委託料というのがあるようですが、これはどういう内容のものなのか少し教えていただきたい。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） この特定個人情報というのは、いわゆるマイナンバーを含む個人情報というふうなことになってございます。そのマイナンバーの取扱いについては、法律のほうで毎年研修をする必要があるというふうなことでうたわれております。これにつきましては、マイナンバー、要はセキュリティーの基本から実際にどういうふうな形でセキュリティーを確保していくとかというふうな研修を毎年行う必要があるものでございます。これにつきましては、1日だけの設定でありますと、当然業務の都合上出席できない職員等もございまして、二戸管内共同で開催いたしまして、例えば軽米町の職員であっても軽米町の研修に参加できない場合は、二戸、九戸、一戸に参加すると、お互いにそういうふうなやりくりをして全員の研修の機会を確保していると、そういうふうなやり方をやっているものでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村正志委員。

○4番（中村正志君） ということは、これはマイナンバーに特定した研修というふうに考えていいのですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） マイナンバーやる根拠というのは、マイナンバーの法律に基づいているのですが、当然個人情報という観点でマイナンバーに限らず、やはり個人情報をどう確保していくかというふうなこと、趣旨としてはマイナンバー中心でございますけれども、それに限らず、やはり守秘義務であったり、そういったところの研修にもつながっているのではないかというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 実は、先日議会と民生委員の方々と懇談会やった際に、民生委員の方のほうから個人情報の関係、ゼロ歳児から18歳までは児童委員だという、出生とか、そういうふうな情報を民生委員のほうに入れてほしいというふうな申出をしたところ、ちょっと待ってくださいということで、役場のほうに、審議会だったか何だか、それやっていいかどうかという何かあったらしいのですけれども、そのことかなと思って今聞いたのですけれども、その辺のところは別にまた審議会みたいなものがあるわけですか。それは、毎年度何かあればそういう審議会をやるようなものになっているのか、ちょっとその辺の内容がよく分からなかったの。言っている意味分かりますね。

〔「分かります」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） では、お願いします。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） この特定個人情報等取扱研修は、委員おっしゃるとおり、個人情報の審議会とは別物になるものでございます。そこは、私のほうも聞き及んでございますけれども、民生委員が活動をする中で、現在人の出入りが激しい、人の情報をなかなか確保できない中で、住民基本台帳等の情報を提供いただけないかというふうなお話があったようでございます。それにつきましては、軽米町の個人情報保護条例において、収集できるもの、利用できるもの、あとは提供できるもの等、あとこれは収集してはならない情報ですというのを規定しているわけですが、そういった中にありましても、やはり例外的な取扱いができるというふうなことがございまして、その中に審議会で認められたものについては、情報の利用であったり、提供等もできるというふうなことでございます。これに関しましては、やはり住民法上等の法令の規定等もございまして、そういった法令等につきまして審議をいただいて、審議会においてクリアしていただきながら、情報の提供等を民生委員のほうにも行っていくという段取り今進めているというふうなことでござい

ます。

その審議会の報酬といいますのは、40ページになりますが、2目の文書広報費の報酬の中に情報公開・個人情報保護審査会委員報酬とございますので、この審議会を開催して審議いただくというふうなことになってございます。この審議会につきましても、毎年定例的に開催しているわけではなくて、必要な事項について審議会の開催の要請があった場合に開催してご審議いただくというふうなことになってございます。

以上です。

○4番（中村正志君） それで、実際その審査会を開催するのは総務課でやるわけですね。3月頃に結論が出るような話をしていましたけれども、その辺のところは出ているのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 審議会の開催は、まだこれからになりますので、3月の下旬になると思いますが、その結果を待ちたいと考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 1目の役務費の一番最後のところに行政協力員団体傷害保険料と、これ去年の予算書にはなかったのですけれども、これはどういう人たちのための傷害保険でしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） これにつきましては、会計年度任用職員制度と絡むわけなのですが、先日の江刺家委員からの一般質問でお答えしましたとおり、行政連絡区長、これまで当町におきましては特別職としての位置づけにしておりました。また、ほかの団体でもそういうふうな位置づけにしていたところが多かったと思います。会計年度任用職員制度の導入に当たり、国のほうから行政連絡区長等は特別職には当たらないというような判断が示されてございます。そうであれば、会計年度任用職員になるのかとなると、そちらにもそぐわないというふうなことがマニュアルで示されておるわけでございます。そういうふうなことでございまして、これまで行政連絡区長につきましては報酬という形でお支払いしていたものにつきましても報償費、謝礼というような形でお支払いをすると。要は、それぞれの職というふうな位置づけではなくて、その業務をお願いするというような形に変わるというふうなことになります。これまでですと、特別職という位置づけでありまして、公務災害の対象にもなったわけでありまして、今回そういうふうな制度が改められたことによって、公務災害制度は活用できないというふうなことで、新たに傷害保険料を予算したものでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに。

中村正志委員。

○4番（中村正志君） 関連して、区長が今までは特別職だったと、非常勤職員だというふうなことだったと思うのですけれども、それであればある程度認められたというか、ある程度公務員的な守秘義務とかなんとかいろいろあったと思うのですけれども、それが解かれてしまったということから、役場から来たものをただ渡せばいいよという発想だとは思いのだけれども、ただ今の時代、町内会等、各行政区、隣近所に誰がいるのかが分からないような状況が今あるわけです。だから、区長も非常にその辺で、例えばさっきの個人情報ではないけれども、あそこに転居してきましたよ、あの人が引っ越ししましたよとかという情報だって、これからは入れることができないということになってきており、区長もやりづらいのではないかなというふうな気がするのですけれども、その辺の今までとの活動範囲の中での違いというか、その辺をどのようにお感じになっていますか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） おっしゃるとおり、当然今まで、今までといってもかなり前になると思うのですが、個人情報に対する価値観というのが前とは全然違ってきており、行政連絡区長についてはかなり活動も難しくなっているというふうな認識を持っております。ただ、今回特別に特別職から外れたということで、何かが変わるというふうな形ではなくて、これまでどおりの関係で、私のほうでは今までは辞令だったわけですが、委嘱状というふうな形でお願いをしまして、守秘義務についてもお願いをしていくというふうなことで考えております。行政連絡区長につきましては、各行政区においてそれぞれ役場の文書を配布する方というふうな位置づけのところもありますし、要は町内会と同様に地域を取りまとめる役というふうなところも担っている方もあるようなのですけれども、当方につきましては今までどおり地域から推薦をいただき、その方に対して業務をお願いするというふうなことになりますので、地域から推薦をいただいているというところが一つの鍵になると思いますけれども、果たしてそれは全ての地域の皆さんに理解いただいているのかとなると、そこは難しいところがあると思いますが、中にはこういうふうな委嘱というふうな形ではなくて、地域自体に業務を委託するというふうな方式を取っているところもあるようです。

ただ、当方としては、4月1日以降は、先ほど申し上げましたとおり、特別職ではないのですけれども、同じ地域から推薦していただいた方に業務をお願いするというのでやろうと思っていましたが、引き続きそういった在り方についてはちょっと検討して、一番いい方法を探してまいりたいというふうに思います。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 参考までにお聞きしますが、今まで区長の特別職の手当はどれぐらいだったのですか。戸数1件当たりというふうな計算でやったのですか。それから、今度報酬ということであれば、どれぐらいになるわけですか。算定の基準というか、基礎というか、ちょっと教えてください。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 申し訳ございません。具体的な数値は今お話しできないのですけれども、算定の方法というのは、今までの報酬と同じで算定させていただこうと考えております。その算定の方法というのは、世帯数も当然あるわけなのですが、そのほかに地域別という表現が正しかったか分かりませんが、あつて、住宅が密集しているところ、あまりそうでもないところ、あとそれぞれの世帯が離れたところにあるとか、そういった地区に分けて、どちらかというところと地区が離れているほうが移動距離が、移動が大変だということで、単価的には上だと思いましたが、そういうふうな地区割を設定した上での算定としております。

○委員長（本田秀一君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 金額的にはあまり変わらないというふうなことです。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今年までと来年までと金額的には変わらないというふうなことでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 予算にはないのですけれども、軽米町のホームページなのでも、私たまに例規集を見るためにホームページ開くのですけれども、ホームページの表紙を見ても例規集というのがどこに入っているのか全然見つけられないと。今朝もやったのですけれども、かなり時間をかけて。何かを探そうとしたときに、すぐ分かりやすいような方法がないのかなというふうなのが、ほかのほうからはこういうのはないのですか。私だけが困っているのか、その辺は皆さん管理する側としてはどのようにお感じになっておりますか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今よその方から見づらいというふうなご指摘等いただいておりますが、私自身変えていきたいというふうには考えております。ただ、マンパワー不足というふうなことで、ちょっとご迷惑をおかけしておりますけれども、そこは改善に努めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） すみません。さっきの区長のところなのですが、区長が今度地域から推薦された方をお願いするというふうになりましたということで、ずっとやっている方も多分区長会議のときには説明されると思うのですが、今まではちゃんと辞令をもらって、それからよろしく願いますという形だったのですが、これまでも業務をお願いするというので、同じような扱いで町でやっているかやっていないかは別にして、区長たちをお願いするという事は、役場としては変わりましたよではなくて、尊敬をもって配慮していただきたいと思います。今のはお願いなのですけれども。

あと、39ページ、業務の内容が分からないので、ちょっとお伺いします。使用料及び賃借料の一番最後、子育てワンストップサービス利用料、これはどういう内容でしょうか。

2つ聞いてもいいですか。2つ一遍に聞いてもいいですか。

○委員長（本田秀一君） はい、どうぞ。

○3番（江刺家静子君） その下のほうに行って、負担金補助及び交付金というところに副町長管外視察研修負担金となっているのですが、副町長の給料はないのですけれども、これは近々副町長が出るということでしょうか、それで予算計上しているのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、子育てワンストップサービス利用料というふうなことなのですけれども、これにつきましてはマイナンバーカード制度と関わりがあるものでございます。マイナンバー制度におきましては、自分の情報がどのように使われているかというのをインターネットを通して個人が確認できるようなシステムが構築されております。ただ、せっかくそういうふうなシステムを構築した中で、それだけのインフラにしておくのはもったいないというふうなことで、それぞれの市長から、インターネットというのは今危険なネットワークというふうな認識で、なかなか行政とインターネットとを直接にというのはないわけなのですが、そういうふうなインターネットを通してというふうなシステムが構築されているということで、それを介して役所のほうから子育てサービスの情報を提供したり、あるいは簡易なものに限られるようなのですけれども、簡単な申請書のダウンロードだったり、申込みができるというふうなことで構築されてございます。そのシステムで申込みをされた情報をどう取り込むかというのは、要は国のシステムの入り口まで行って市町村側のほうで取ってこなければならないのですけれども、そのシステムの入り口まで行ってその情報を取ってくるというふうな、うまく説明できないのですが、そこがこのワンストップサービス利用料となってございます。当方では、それがデータとして受け取る方法と紙媒体、日本郵便を介して紙媒体で受け取る、

両方の方法があるのですけれども、当町については件数的に多くないと見込まれたことから、負担の少ない紙で受け取るほう、日本郵便のほうを利用したサービスをこれで利用させていただいているというふうなことでございます。

ちなみに、今まで実際のところ利用はないものでございます。

○委員長（本田秀一君） もう一点。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 副町長の管外視察研修について、これは参加するための負担金というよりは、各市町村で出し合っているものだというふうに考えておりますが、後ほどこれにつきましては確認の上、お答えしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか、1目。

大村委員。

○7番（大村 税君） 関連。副町長の管外視察研修は、これはおってもおらなくても負担金は納めなければならないというふうなことで理解していいですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） そこは、確認をしてお答えをしたいと思います。

○7番（大村 税君） その関連ですけれども、副町長がもう何か月かして7月から現在までおらないわけですが、新年度になってどの時期とかどの期間に人選しようとしているか、町長から伺いたいと思いますが。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 前副町長には、軽米町が再生可能エネルギー推進をやっておりまして、大規模な林地開発と申しますか、様々申請の手続等で指導を仰がなければいけないというふうなこともございまして、お願いしたわけでございますが、それも一通りと申しますか、一段落したこともありまして、今回副町長を置かないというか、お願いしないわけでございますけれども、今後新たなまたそういった政策的、あるいは庁舎内の様々な統括的な課題等出てまいりましたら、ちゅうちょなくまた議会のほうにお願いしながら副町長を置いていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに。

大村委員。

○7番（大村 税君） それで言えば、当分の間は副町長を置かないでしのぐということの理解でいいですか。それで支障がないか、我々は大変危惧しているということになりますか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） そちら辺は、先ほど申し上げましたように、必要というか、そういった課題等発生した場合は、ちゅうちょなくまたお願いしていきたいというふうに思っております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、前副町長は再生可能エネルギーにたけた人だったから、大変必要だったからということでお願いして、まずそれも終わったからということで退任されましたけれども、先ほどの町長の答弁であれば、副町長は当分そういった何か究極な事態が来なければ置かないということですのでけれども、果たしてそれでいいのでしょうか。私は、職員の皆さんをいろんなのを総体的に見ていて、また心のケアをすとか、そういった方もいらっしゃいますし、そういった部分で副町長というのがいけば、やっぱり町長と職員との橋渡しにもなると思いますが、いろんな部分で必要な部分が出てくると思いますが、全く要らないのであれば、町長がしっかりしていて、職員もちゃんと何でもやるというのであれば、それこそ高い金を払って置く必要はないと思いますが、現状を考えればそれではいけないのではないかなと私は思いますけれども、町長、早急に考えていかなければいけないことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） いろいろご意見はお伺いしながら、先ほど述べましたように、必要ときはちゅうちょなくお願いしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私も関連して、先ほどの町長の答弁の中で、副町長の任務というのは、町の政策課題を解決するために置かなければならないというふうな言い方、果たして副町長というのはそういう任務なのでしょう。やはり副町長の任務そのものをもう少し理解した上で、副町長を置くべきか、置かざるべきか。もし今の町長の答弁の考えであれば、副町長廃止論があってもいいのではないかなと。課題があったときには、それなりの人を誰か何らかの方法で雇うというふうなことで解決はできるのではないかなと。やはり副町長に対する考え方がちょっと違うのではないかなというふうに私は思うわけですので、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほど私は再生可能エネルギー云々かんぬんだけでというお話を申し上げたわけではございません。それと含めて、庁舎内の様々な課題ということも併せて申し上げたと思っておりますし、単純に1つの課題をどうのこうので副町長を置く、置かないという考えは毛頭ございません。そこはご理解いただきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 1目質疑終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 2目に入ります。文書広報費。質疑を受けたいと思います。  
江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 文書広報費の委託料の中、ここが前年に比べて予算が700万円ぐらい増えているのですけれども、予算そのものも5,300万円という大きな金額で、一番上の防災行政無線施設保守点検業務委託料、ここが200万円ぐらい増えて、一番下の伝送路移転業務委託料、ここも500万円ぐらい増えているのですが、これ中身はどういうものでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず最初の防災行政無線施設保守点検業務委託料につきましてですけれども、昨年度まで何か年かにわたって防災行政無線のデジタル化を図ったところがございます。デジタル化を図ったということで、その機器のメンテナンス自体がもうそれまでの機械的な構造から、コンピューター的な構造になっているというふうなことで、1本当たりの保守点検の経費がもうかなり違ってくるというふうなことで、昨年度まではその最後の年の分、1年間の当初というふうなことでございましたが、来年からは2年度目以降ということで、それが保守点検業務委託料の数字に変わってきているというふうなことでございます。

それと、最後の伝送路移転業務委託料というのは、これは役場が保有している光ファイバー施設、これの移設業務になります。役場自体であまり光ファイバーを借り換えるというふうなことはないのですけれども、東北電力あるいはN T Tの柱も多く借りてはわしているわけなのですが、東北電力とかN T Tが電力柱等の経路を移転する場合には、光の分は当町での負担になるというふうなことになります。あと、東北電力の都合だけではなくて、例えば道路工事等があった場合の移転も必要になるわけですけれども、そういった場合の光の分は当方の分が必要になるというふうなこと、それが来年度の見込みはちょっと件数が多くなるというふうなことで、金額にして516万6,000円の増額をお願いしているところでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、2目文書広報費を終わりたいと思います。  
4目財産管理費に入ります。質疑ありませんか。

〔「3目」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 3目会計管理費。  
山本委員。

○10番（山本幸男君） 樹木剪定業務委託料、中身、どの範囲。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 樹木剪定業務等委託料というのは、役場の前のケヤキ

でございます。昨年臨時議会で承認いただきましたけれども……

〔「4目」と言う者あり〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 役場の前のケヤキでございます。昨年の臨時会でも承認いただきましたけれども、強風で枝が落下して軽自動車に損害を与えたというふうなことで、それが軽自動車で幸いだったというふうなことでございます。樹木剪定だけではなくて、樹木医からも見ていただきながら、文化財ですので、最小限にはなると思うのですけれども、少しでも危険を排除したいというふうなことで掲載させております。ただ、非常に樹木医等も高額になりますので、ちょっと複数年で年次的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、4目財産管理費を終わります。

5目支所及び出張所費。

江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 支所及び出張所費、多分2人、晴山出張所、小軽米出張所、両方にいた場合に、あまり金額的に移動がないかなと思ったら、53万9,000円減額になっていました。これは、人件費が減ったということでしょうか。どういう計算になっているのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 平成30年度当初予算を両出張所に臨時職員を配置するような予算に計画をいたしていました。というのは、人事異動前でしたので、再任用職員配置されるかどうか不明でしたので、両方の出張所に臨時職員を配置すると。今回1人確実に再任用職員配置できることになりましたので、1人分の会計任用職員として予算要求したものでございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） もう一人はどうなるの。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） もう一人は再任用職員。

○3番（江刺家静子君） ちょっと科目が違うわけ。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） そうです。

○3番（江刺家静子君） 分かりました。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、5目支所及び出張所費は終わります。

6目交通安全対策費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、7目職員福利厚生費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 8目公平委員会費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 9目国内交流費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 10目行政改革推進費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 11目諸費、45ページ。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、今度は2款総務費、2項企画費に入ります。  
説明をお願いいたします。

総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、企画費について説明をさせていただきます。

資料の46ページをお願いいたします。まず、1節の報酬でございますが、そこからは軽米町総合開発審議会委員報酬ということで、20人分、36万円を計上させていただきます。

次の会計年度任用職員の報酬でございますが、こちらは地域おこし協力隊の隊員の報酬を要求しているものでございます。

続いて、7節報償費に入りますが、こちらは協働参画まちづくり推進審議会委員謝礼ということで6万円、人材育成関係講師謝礼8万1,000円ということで予算要求をお願いしておりますが、下のほうに行きまして、総合戦略推進委員謝礼ということで30万円、こちらにつきましては総合戦略の期間が令和元年度で終わります、令和2年度につきましては総合戦略と総合発展計画を合わせた計画を策定することから、この推進委員の謝礼は追加で増額となっております。

続いて、8節旅費でございます。165万6,000円ということで、ほぼ前年どおりというふうな内容となっております。

それから、10節の需用費でございますが、460万8,000円、こちらは印刷製本費196万5,000円をお願いしているところでございますが、こちらは総合発展計画並びに総合戦略の印刷料としてお願いしているものでございます。

続きまして、12節の委託料になります。こちらにつきましては、軽米町総合発展計画策定業務委託料ということで242万円、それから地域力創造推進事業委託

料ということで660万円の予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、資料要求が出されてございますので、こちらを説明する際に具体的なお話をさせていただきたいということで考えております。

続きまして、13節の使用料及び委託料でございますが、次のページ、48ページをお願いしたいと思います。こちらにつきましては、従来どおりバス等々の借上料とともに、地域おこし協力隊用の車両の借り上げ及び住居等の借り上げ等ということで142万9,000円を計上させていただいております。また、次の移住体験用住宅借上料ということでございますが、今年度から県の事業等々も活用しながら移住推進に取り組んでおるところでございますが、体験用の住宅がないというふうなことから、今年度この住宅を借り上げまして、軽米に体験をしたいという方がございましたら、こちらで対応したいということで予算を計上させていただいたものでございます。

それから、17節備品購入費でございますが、20万円、こちらは先ほどの住宅借上料とともに、必要な住宅への備品を購入するというので、20万円の予算を計上させていただいているところでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金でございますが、こちらは従来どおりのもので併せまして、48ページの下から4行目になりますが、バス路線維持対策費補助金ということで、こちらは県北バスで旧南部バスで運行している路線に当たる経費負担ということで、前年度より57万3,000円多い833万8,000円をお願いしているところでございます。それから、最後になりますが、空き家等促進補助金ということで、こちらにつきましては空き家を活用した様々な施策が必要であるということから、Uターン、Iターンでの空き家の活用に対しては100万円、その他経費等の活用につきましては50万円ということで予算を計上させていただいているところでございますが、具体的な内容等につきましては検討して進めることと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

〔「関連して、資料あるから、それ説明してもらったほうがいいんじゃないか」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは説明を受けてから質疑を受けたいと思います。

総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、昨日資料の要求がございましたナンバー4を御覧になっていただきたいと思います。令和3年度を初年度とする新規の軽米町総合発展計画の策定スケジュールで、テーマ等が分かる内容のもので資料を出させていただいております。

まず、策定についてでございますが、これまでは地方自治法の規定に従いまして、

向こう10か年を標榜する総合発展計画を策定し、行政を推進してきたところでございます。平成22年に策定しました新軽米町総合発展計画では、町の将来像を「豊かな自然の恵みと彩り、歴史と食文化の薫るにぎわいのまち」ということで、住みやすい日本一の我が郷土ということの基本理念にしまして、7つのキーワードを持った計画を策定し、各種展開してきたところでございます。

地方分権の観点から、平成23年度の地方自治法の改正によりまして、総合発展計画の策定義務は削除されたところでございますが、人口の首都圏への一極集中、あるいは少子高齢化に伴う人口減少等々、行政のニーズの多様化しているということから、令和3年以降10年間を期間とする総合計画を新たに策定したいということ考えているところでございます。

計画策定の位置づけでございますが、総合発展計画はこれまでと同様に総合的かつ計画的に調整の運営を行うということで、町の最上位の計画として位置づけたいと考えてございます。現行の計画と整合性を図り、社会の潮流や平成27年度から平成30年度まで実施しました百人委員会の提言等、あるいは毎年実施しております町民意識調査による意見などなど、広く反映させるとともに、軽米町人口ビジョン・総合戦略の次期戦略も抱合したものであるということ考えているところでございます。

総合発展計画に係る条例の制定等ということでございますが、平成23年度の地方自治法の改正によりまして、基本構想の策定義務は法律上はなくなっておりますが、町の持つべき姿、あるいは町民の積極的な参画を前提とするということ踏まえまして、町と議会が一体的に行政サービスを進めるということで、総合発展計画策定に関する必要な事項を定めます条例案を制定したいと考えているものでございます。この条例案につきましては、令和2年6月定例会に上程する方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、計画の構成、期間ということで、総合発展計画はこれまでどおり10年間の期間で策定と、構成につきましては序論、基本構想、基本計画をもって構成すると。計画の期間でございますが、基本構想は10年間、令和3年度から令和12年度、基本計画としまして5年間、令和3年度から令和7年度ということで進めてまいりたいと考えているものでございます。

補足事項ということですが、人口ビジョン総合戦略も抱合したものとするために、序論及び基本構想の中で人口推移の分析、人口ビジョンに係るもの、総合戦略に係るものを盛り込む方向で検討しているところでございます。

それから、庁内の推進体制ということでございますが、こちらにつきましては町長及び教育長、総括課長等を構成員としました策定委員会を設置する方向で検討しているところでございます。また、必要に応じましては、委員あるいは職員をもつ

て検討委員会専門部会を設置というふうなことも検討しておるところでございます。

また、若手職員の参画ということで、若手職員あるいは女性職員等々のワーキンググループの設置や懇談会を開催するなど、様々な意見を取り入れたいということで検討しておるものでございます。

また、町民等の参画につきましては、各方面の団体等との意見交換、あるいはその他様々な委員会等での意見を踏まえながら検討するというふうな方向で考えているものでございます。

続きまして、策定に係るスケジュールでございます。令和元年12月定例会におきまして、茶屋議員より次期総合発展計画の策定についてということで一般質問を出されたところでございますが、その際若干の遅れが生じており、策定までのプロセスに着手したところであるというふうな回答をさせてもらったところでございますが、現在のところ一番上のほうの策定準備ということで、中段にあります、支援業務受託者の選定ということで、こちらにつきましては3月20日前後に業者を決定したいというふうなことで進めているところでございます。その後、様々なデータ等を活用しながら計画を策定し、令和2年12月頃までには完成というふうな内容とさせていただきます、パブリックコメントを経て入札に入るというふうなスケジュールで検討しておるものでございます。

それから、資料要求のナンバー10の3も同様に総合発展計画に絡むものでございますが、こちらの質問につきましては総合発展計画策定に至るものとして、令和元年度の作業の状況、それから令和2年度における策定スケジュール、委託料と審議会委員との関わり方ということで資料を出させていただいておりますが、令和元年度の作業の状況ということで、先ほどお話を申し上げましたとおり、まだ委託料については支払いをしていないということとなっております。

それから、令和2年度における策定スケジュールで、委託料と審議会委員ということにつきましては、審議会については資料に載せてございますとおり、町長の諮問に応じ、総合開発計画に関し必要な調査及び審議ということから、5月と8月、12月の3回の実施を検討しているところでございます。

また、委託料というところになります、こちらには計画策定に係るコンサルへの委託料ということで考えているものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君）　ここで、後ろの時計15分まで休憩してから、この件について質疑があれば受けたいと思います。

休憩します。

午前11時03分　休憩

---

午前 11 時 13 分 再開

○委員長（本田秀一君） 休憩前に引き続きまして、審査に入ります。

今総務課から説明がありましたが、あと 2 点ほど説明があるそうです。ナンバー 10 の 1 と 2 の説明を受けてから質疑に入ります。

総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 資料 10 の（1）を御覧になっていただきたいと思います。町づくり交流推進事業委託料 120 万円の委託内容、委託先、予算基礎の資料ということでございまして、町づくり交流推進事業についてご説明をさせていただきます。

事業の目的でございますが、軽米町の施設や背景等が漫画の「ハイキュー!!」のモデルとなっているということで、ブームとなりまして、多くのファンの方が当町を訪れるようになってございます。その方々のおもてなし、あるいは休憩所のスペースをつくるということで事業を推進しております。

事業の内容といたしましては、委託先を「わ・かるまい」としまして、令和 2 年度につきましては土日祝日の開設を基本に予定しているところでございます。また、案内の実施、案内所におけるファンの動向や要望、課題の分析、ホームページの開設、サービスの企画、展開を業務内容としているところでございます。

内訳としましては、報酬としまして 57 万 6,000 円、4,800 円の 120 人分ということです。それから、謝礼等ということで 6 万円、こちらはこの報酬以外の方のガイドに当たった方に謝礼ということでお支払いをします。それから、需用費、光熱水費 5 万円、消耗品費、燃料費。通信費としまして 17 万円、以下住宅借上料ということで 120 万円の予算を計上しているものでございます。

続きまして、資料の（2）をお願いいたします。こちらは、地域力創造推進事業委託料 660 万円の委託内容、委託先、予算基礎ということで、事業の内容のお話をさせていただきます。事業の目的でございますが、地域おこし協力隊の招致、それから移住・定住促進、都市部との交流事業及び企業誘致の充実強化を図り、中心商店街のにぎわいの創出、6 次産業化の推進等々を図ることを目的に取り組んでもらうものでございます。

事業の内容としましては、地域おこし協力隊の移住・定住の推進、交流の拡大というふうなことで、資料に掲載してある内容について委託をするものでございます。

委託先としましては、軽米町商工会を予定しているものでございます。

委託費の内訳でございますが、人件費としまして 389 万 3,000 円、報償費 23 万円、旅費 88 万 5,000 円、需用費 26 万 7,000 円、委託料 60 万円、使用料 12 万 5,000 円、合計で消費税を含めまして 660 万円で委託するというところで考えているものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。

資料について質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） では、私資料要求しましたので、その順番に総合発展計画のほうから。

先に、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけども、総合戦略の計画と一緒にやるという意味なのか、そこを確認したいというのと、あまり聞き慣れない言葉で、抱合、抱きかかえるという言葉を使っていたのですけれども、それは普通では整合とかと言うのだけれども、抱きかかえるということは、もう発展計画に総合戦略をのみ込んでしまう、中に入れてしまうというふうな考え方で取り進めるということなのか、この2点、先に確認したいと思います。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、中村委員の質問にお答えをいたします。

人口ビジョン総合戦略は、平成27年から平成31年までの5年間の計画で策定をされております。総合発展計画につきましては、令和2年度で満了を迎えるということになりまして、総合戦略の期間を1年延長すると、令和2年度まで1年間延長しまして、スタートを同じくするというふうなことで検討しております。総合発展計画の前期計画を5年間ということ为先ほどお話を申し上げたわけですが、その前期計画と総合戦略を先ほどお話しした抱合といいますか、併せた形で策定したいというふうなことで考えているものでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。いずれ大変な作業だなというふうなことをちょっと感じておりますけれども、施政方針の中で町民とともに町づくり計画をつくり上げたいというふうな、町民の意見をかなり取り入れようというふうな発想だというふうに強い意欲が感じられたのですけれども、なかなかこのスケジュールを見て厳しいようだなというふうにも感じるところでございます。これからということになると思います。令和元年度も一応業者、コンサルへの委託料190万円ぐらい取っていてそれがまだ進められていないということですので、ちょっと若干今から遅れているのかなというふうな気がするわけですがけれども、これから何とか頑張ってもらいたいというふうな。

そこで、計画をつくるときに、ここの中に基本構想と基本計画をもって構成すると。軽米町の総合発展計画は、従来からずっとこのスタイルで来ていると。ただ、ほかのほうを見ると、実施計画までつくっているところが多いと。それによって、財政との関連というふうなのが当然出てくるのではないかなというふうに思います。ここ10年間の今までの中で、去年、今年といいますか、急激にハード事業が同時

期にかさんでしまったというふうな、例えば交流駅をやろうとして進めてきていたのだけれども、その間にいちい荘を建設しなければならない、火葬場を建設しなければならないと。これは、はっきり言って計画がない状況の中でやってしまったような感じで、逆に言えば交流駅もっと早くやりたかったのだけれども、それが遅れてしまっているというふうな状況なのかなというふうに私感じるわけです。その辺のところも解決していくためには、もう少し年度ごとの財政計画も含めた形での実施計画をつくっておいて、それを基にしながら、当然変更があってもいいのではないかなというふうな感じがするわけです。その辺のところ、やはりこの10年間の反省を基にして、新たな10年間の計画をつくる場合に、それを生かす必要があるのではないかなというふうに私は感じられているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 総合発展計画ということでございまして、各種それぞれの所管ごとに作成している計画等も取り込んでいかなければならないというふうには考えております。

その中におきまして、ハード事業におきましては令和2年度におきまして個別施設計画を策定することとなっております。というのは、今ある施設を長寿命化するのか、更新をするのか、そしてそれは大体いつ頃になるのか、その計画も策定することとしておりますので、その辺りも鑑みながら、ハード事業等についても少しでも計画性を持った形で遂行できるような形にできればいいというふうに考えております。

また、実施計画につきましては、計画書として策定できるかどうかちょっとお約束できませんけれども、いずれ総合戦略を取り込んでいってということになれば、KPI、実績評価の総合戦略に当たる部分については設定する必要がありますので、実施計画になるのか、検証をするためのデータとして、そういったものは残していく必要があるものだというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） これから大変な作業になるかと思っておりますので、発展計画については私からは以上で終わりにして、次の資料の町づくり交流推進事業、これは「ハイキュー!!」関連のあれだと思っていましたけれども。というのは、去年と比較の中で、昨年度は190万円の委託料が今年120万円、70万円の減になっているというふうなことで、この減の理由はどういうことなのか。

あと、私ちょっとよく分からなかったのですけれども、開設が令和2年度は土日と祝日ということで、今でも同じだったのかどうか、そのところを2つお願いしたい。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、今の中村委員の質問にお答えいたします。

平成31年度は、平日も含めました日数で、時間を短縮しながら190万円の委託料で実施してきたところでございます。今年度については120日ということで、土日、祝日を中心とした内容で進めてまいりたいということで考えているものでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） このことについては、私あまり詳しくないので、終わりにしますけれども、ただ今まで平日も結構いらしていた方がいるようだったなというふうなのをちょっと感じていましたので、詳しい方から質問があれば。

次の地域力創造推進事業、私これ資料要求してから、そう言えば前にあったなという。実は、予算書だけ見たので、新規事業かなと思ったのですけれども、これは昨年の6月のときに補正で出していたと。これは、結構大きな目玉事業の一つのかなというふうなことを鑑みれば、やはり主要施策の中に入れるべきではないのかなという気がしますけれども、その辺のところをまず今後考えてほしいと思います。

それで、そのときの予算は501万円だったようだけれども、今回660万円になって159万円の増になっているというふうなこと、商工会のほうの専門委員の配置とか、そういう方々の活躍、これからのいろいろな作業だと思うのですけれども、その辺の増になった要因等含めて、ちょっと説明いただければ。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、今の質問にお答えしたいと思います。

昨年度は、6月の補正で500万円ほど増額いただきましたが、8月から3月までの期間ということで、今年度は4月から3月まで1年間ということで、予算が増となったものでございます。

それから、主要施策につきましては、大変申し訳ございません。今後主要施策として取扱いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） この件についてほかに質問ありませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、地域力創造推進事業ということで昨年の6月から取り組まれて、今年は予算も取りまして、私もこの事業に関してはすごくいい事業であるから、本当に頑張っていたきたいなと思っておりました。昨年は、おかげさまで地域おこし協力隊を招致するというので、それは実現できました。これからですけれども、今年度の予算を見れば、例えば定住・移住とか、空き家の部分とかもありますけれども、今年度は予算的には空き家の部分で促進補助金とい

うことで出ていますけれども、恐らく空き家の部分でいろいろ調べて、どういう結果でというのも出ているから、こういうふうな補助金になると、そういうどこを改修したらやるとかという、そこまではまだ行っていませんよね。そこまで調べていない部分だと思いますけれども、やっぱりそういうふうな必要、この支援員の方が調べてやるのかどうかはちょっと分からないですけれども、そこまで言えばまた大変だと思いますけれども、いきなり補助金という部分だったら、また個人でそういったのをやるということも大変かだと思いますけれども、その辺はどのような形で取り組まれるのか……

〔「何に対して補助金の額しゃべったよね、何ぼと」と言う者あり〕

○11番（茶屋 隆君） もう一回、すみません。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

空き家につきましては、平成27年に委託をしまして調査したところでございます。その中では、約300戸の空き家があって、利用できるものはその中の1割程度あるかということではございましたが、なかなか貸借、あるいはいらっしゃらない方につきましても、先祖から引き継いであるということから、なかなか進まない状況ということになってございます。今年度空き家バンクを設定しました。やはり増加している空き家の調査につきましては、今後消防団がいいのか、あるいは区長がいいのか、具体的に空き家の部分を調査するとともに、空き家バンクの登録者を募りながら、先ほどお話をしましたが、Uターン、Iターンをして空き家を活用する場合には100万円、定住目的で空き家を改修するといった場合には50万円の補助金等も検討していくということでございます。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） ということは、150万円ということは1件、1件ということですよ。それはそれでいいですけども、地域おこし協力隊員が1人、この間の全員協議会ではミル・みるハウスですか、そこにお手伝いいただくというような形でご説明がありましたけれども、どのような形で関わるのか、もう少し詳しく……

〔「それは地域おこし協力隊だ」と言う者あり〕

○11番（茶屋 隆君） 今地域おこし協力隊。すみません、あっち行ったりこっち行ったりして申し訳ないのですけれども。

〔「それは別に」と言う者あり〕

○11番（茶屋 隆君） 総合発展計画の部分ですけども、私前一般質問やりまして、役場職員の若い方とかの部分でやったほうがいいのではないかとということで、今回若手職員のワークショップと女性職員のワークショップをやるということで、非常

にいいことだなと思って計画は見ていましたけれども、この計画を見れば毎月ちょこちょこ集まりをやるみたいですがけれども、本当に素晴らしいと思うのですがけれども、なかなか厳しいような気もしますけれども、その辺はどのような形でやられるのか、計画されているのか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まだ具体的にこういうふうな形でというのはないのですが、いずれ頻度を多くしないと、逆に1回当たりのボリュームが多くなって、意見等を取りまとめにくくなるというふうに考えております。時間をあまり長く取らない、本人の負担にならないように、逆に短時間で回数をやって、そこで気持ちも入っていただけるように、例えば3か月に1回とかだと、前の話果たして何しゃべったかなというようなことにもなりかねませんので、そういうふうな形でちょっと頻度を細かくして、1回当たりの負担を減らしながら、逆に言うと職員研修にもなるかなというふうにも思います。自分の担当のことではなくて、将来性を考えていただくというふうなことで、形にとらわれない、それが結果的に計画の中に反映できないかもしれませんが、いろんなことを話し合っていて、その中から1つでも2つでも取り上げていける部分があればなというふうに考えているところであります。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） それから、住民の方の意見を取り入れるということで、これにもアンケート等々も出ておりますけれども、そうでなければアンケートを取る、それ以外だとなかなか住民の方をいっぱい集めてという部分は、今までの百人委員会とか、そういうのもなくなりましたし、そういった部分では審議委員の方の意見だけが入ってくる形になると思いますけれども、そういったことでやっぱり住民の方の意見をいっぱい取り入れるようなことにも取り組んでいただきたいと思います。そういうことで、要望ですけれども。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 総合開発審議会委員とか総合戦略推進委員、あといろんな委員会があるのですが、その委員の選定といたしますか、どういうふうな形で。同じ方がいろんな委員をやっているというのが見受けられますが、ちょっと委員の選び方といたしますか。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。

総合開発審議会委員あるいは総合戦略推進委員等々、総合開発審議会委員につきましては、条例で定めている委員ということになってございますし、総合戦略につ

きましては各職種の代表者、あるいは公募等による委員ということで今まで進めてきたところでございますが、今後は同じ団体からでも同じような方々が重複しないような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 公募もするわけですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 総合戦略の推進委員につきましては、公募することで検討しているところであります。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ちょっと違うほうなのですが、負担金補助及び交付金のところで、バス路線維持対策費補助金という833万8,000円、これは八戸日赤の病院に行くあのコースでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

こちらは、今江刺家委員おっしゃられましたとおり、旧南部バスで運行しております、現在は岩手県北バスが運行しておりますが、軽米から八戸市南郷区までの区間の部分、それから高速を利用しまして、軽米から日赤病院を經由して八戸まで行く部分と、ラピアから笹渡を經由しまして大野まで行く3路線につきましては、重複する部分は関係市町村で補助金を案分しまして、お支払いをしているという内容となっております。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 例えば八戸日赤に行く線にたまに乗るときもあるのですが、乗っている人がすごく少なくて、慣れている方は、例えば病院に行くためだけではなくて、習い事に行くとか、新幹線に八戸駅から乗るということであるのですが、そういう利用の仕方というか、何かの機会にこういう利用できますよというので、このぐらいお金かけているので、もっと利用が増えるように、何かこの路線、PRというか、利用の仕方というのをもうちょっと町民の皆さんに広報していただけたらと思います。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 今お話のありましたとおり、その点につきましてはバス時刻表等とともに、周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今1目全体でいいのですね。

○委員長（本田秀一君） 全体です。

○4番（中村正志君） 1つは、48ページの地域おこし協力隊の住居借上料があります

けれども、その住居は民家のアパートを想定しているのか、そこを確認したいと。

もう一つは、移住体験用住宅借上料、これはどういうところを想定するのか。ほかのほうの市町村等では、空き家を改築して、それを利用するというふうなのを私たちもこの前高知県のほうに行って勉強してきたわけですがけれども、そういうふうなところまでは考えていないのか、単発的に今だけのあれなのか、そのところ、将来的な見通しまで持っているのか含めてお願いしたいです。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、今のご質問にお答えをしたいと思います。

地域おこし協力隊の住居につきましては、民間のアパートを考えているところがございます。

同じく移住体験用住宅借上料でございますが、こちらも様々検討したところではございますが、今のところは民間のアパートを検討しているところがございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、地域おこし協力隊はいいのですけれども、移住体験用の住宅、民間を借り上げるということですがけれども、そうしますとそういう応募があるかどうかというのから始まると思うのですけれども、その場合に応募がなくて、4月1日からどこかのアパートを借りるよと。1年間応募がなかったとしても、借上料を払わなければならないというふうなことも想定されるわけですがけれども、そこまで含めてそういう考え方なのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） その辺は、中村委員おっしゃるとおりでございます。

非常にタイミングとしては難しいと思います。ただ、空き家を改築しても同様のことが考えられますので、実を申し上げますと軽米中学校の前に教員住宅があるのでございますけれども、あれをちょっと改築してどうにかならないかというようなことを検討もしましたが、かなりの経費がかかると。それで、あまり利用されなかったら、これはやっぱり無駄遣いになってしまうなというふうなことでございまして、取りあえず今スタートにつきましては、アパートを借りていきたいという人が、タイミングでちょっと時間を頂きながら活用して、様子を見ながら当方での移住のPRが通じてその頻度が高まってくれば、それはそれでそれなりに対応を考えて、取りあえず今令和2年度取っかかりで、はっきり申し上げまして手探りではございますが、そういうふうなPRに努めながら、昨年東京のほうにPRに行った場合も、やっぱりいきなり住むとは決められないという、やはり1か月なら1か月住んで、その風土なり空気なりを吸って決める仕組みがあればなというふうなことも考慮しての

ことでございます。手探りでのスタートになりますが、何とか活用いただけるように頑張っていきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 資料ナンバー10の2のところ、逆戻りするのですけれども、素晴らしい計画であるようですが、地域力創造推進事業についてですが、確認ですけれども、先ほどの説明を受けたときには、令和元年度、8月から3月までの補正でまず予算計上されたということでございますが、そして今年度は1年分の計上をするということでございますが、ここにある町中心商店街のにぎわい創出とか6次産業に携わって、この町に住んで気がつかないところを掘り起こすというのがこの地域協力隊の最たる目標と、このように私は認識しているところからお聞きしたいのですが、町ではどのようにこの8か月間の協力隊の成果で評価されているのかが1点です。私が見るには、夏祭り分、秋の食フェスタ、冬のイルミネーションのイベントも一個も変わっていないと。また、協力隊の人がそこに携わって協力しているのも見受けられなかったというのが私の見たところでございますが、当局はどのように把握し、どのように評価し、検証されているのか、1点お聞きしたいと思います。というのは、このくらいの素晴らしい計画を立てるので。

それと、もう一点は、横浜市と締結しているのは、9市町村が共有していきましようというところなのです。それがもう久慈に環境省の事業で、上限200万円で仕事人倶楽部が請け負って、9市町村の五十何名のいろいろな地域のことを考えている一握りが会員になって、もう3回ほど会議を開いているのです。そういうのを町でも把握して、やはり横浜とのことを契機に地方創生を推進していかなければならないと私は思うのですが、その辺をどのように把握されているのか。今度の3月26日が今年度の最後の会議なのです。やっぱりそういうところもしっかりと捉えて、この計画が実効性のあるものにしてほしいというふうな私の思いで、この2点についてお聞きしたいと思います。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前11時47分 休憩

-----  
午前11時48分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ただいま今年度、令和元年度のイベントが変わっていないというふうなことでございますけれども、今年度につきましては直接そのイベントの見直しとかなんとかはお願いをしておりますので、今年度は軽米の

ことを実際に見て、どういうふうなものかというのは分かっていると思いますので、もしそのアイデアなりを生かしていただけるのであれば、令和2年度以降になるのかなというふうに思います。やっぱり実感してみないと評価できにくいというふうな、特にイベントというのは企画書を見ただけでは、なかなかそれだけで評価というのは難しいと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

あと、そのほかの評価なのですが、地域おこし協力隊の招致については、来年度予算につきましても空き家の活用促進補助金とか、あとは移住体験用住宅借上料とか、そういった予算も要求させていただいておりますけれども、空き家対策実際にどうやっていくか、町の補助金だけでなく、国からのお金を持ってくるにはどうなるか、その辺のいろいろお知恵を出していただきながら、あとは情報収集していただきながら、一緒になって進めていくところでございます。

あと、横浜市との連携協定のことにつきましては、詳しくはちょっと再エネ推進室長のほうからご答弁してもらいますけれども、いずれそういった機会を9市町村でつくったのだけれども、常に同じ歩調ではない、やはり独自性も出していきながらというふうなことになろうかと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

補足があれば再エネ室長のほうからお願いします。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、ただいまの大村委員からのご質問にお答えします。

北岩手循環共生圏ですけれども、先月結成式を迎えましたけれども、全体の市町村の職員といいますか、構成市町村の会議もございまして、そのほかに部会みたいに民間の事業者での個々の話合いもありますので、委員おっしゃった3月26日の会議は民間のといいますか、部会の小さいといいますか、それぞれの部会の会議だと思われまして。それらも全部含めて北岩手循環共生圏の事業ということで、我々もそういった情報は共有しておりますけれども、個々の部会、そちらのほうに全部市町村の職員、構成市町村の職員が出ているわけではありませんが、いずれ情報は共有しながら北岩手循環共生圏の事業は一緒になって推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 詳細にわたってご説明いただきましたが、この協力隊の部分はわずか3年が期限ですので、私も協力隊の方々と向き合う機会が数ありまして、そのくらいというのと、もう1年目には成果が出ているのです。3年の期間をまたず、2

年でもうそこで成果を出して、その人がその地域に移住して、自分で事業を起こしたりして、町の活性化をやっているのです。見てもらってからだと、3年というのはあっという間に過ぎると思うのです。その辺もやはりきちっと迎えた人に対しての姿勢もやらなければならないのです。田子町なんかは、2人住んでいるのです。

それから、もう一つ、今の交流もあるけれども、横浜市等との人的、物的の交流推進ということもうたっているので、やはり今結成したこの北岩手循環共生圏のところで、大いにその方も出席するか、また担当所管の人も参加して、そしてその活動状況をしっかりと把握して一緒になってやらないと、この目的もいかなものかなと私は思いますが、その辺も当局としてしっかりとしてほしいなというような願いですが、お伺いいたします。というのは、今は国任せのような感じがする、私としては。そうではなくて、やっぱり9市町村自らが今を活性化していかなければならないというふうな視点に立たないと、これは成功しないのではないかなというふうに私は懸念しているので、その点についてお考えをお尋ねしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 大村委員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊につきましては、一定の目的があって、その課題等も見つけやすいと、そういうような形を出していきやすいのかなと思います。

一方、地域力創造推進事業につきましては、多項目にわたっても首都圏在住者のノウハウ等を生かしていきたいというふうなことでございますので、多少地域おこし協力隊とは違うところがあるというふうなところをご理解願いたいと思います。

あと、横浜との連携協定につきましては、ちょっと再エネ室長のほうから回答をお願いします。

○委員長（本田秀一君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、お答えします。

地域おこし協力隊の方もこれらの北岩手循環共生圏の事業と一緒に連携を強めて、情報を共有しながら、あるいは会議等にも一緒に出席していただくように要請しながら、同じメンバーとして事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっとこんがらがってございまして、資料のナンバー10の2、地域力創造推進事業という、この予算で結局は協力隊の専門員だか支援員の方の様々な計画予算という、それから地域おこし協力隊というのはまた別個に予算化されて計画するというふうなことで理解していいわけですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 今のご質問にお答えしますが、先ほど山本委員おっしゃるとおり地域おこし協力隊とはまた別な事業となっております。地域力創造推進事業については、地域おこし協力隊の掘り起こし、あるいは移住・定住の推進の拡大を目的に商工会のほうに委託をしまして、これらの課題に取り組んでいたというふうな業務の内容となっております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） そうすれば、ナンバー10の2では、まず商工会による専門委員が様々企画担当しているということです。地域おこし協力隊員の方は、今年1名予定しております、その人は中心として様々やっていくのだというふうに私は理解していたのですが、それが大体当たっているのかどうかというようなことと、それからこの中身についても、地域おこし協力隊用の車両とか住居等ということになっていきますが、地域おこし協力隊の人数、それから様々な経費等は、一覧表にしたものはありませんか。もしあれば、財源等も含めてお願いしたい。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、今の質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の方につきましては、2月に面接をいたしまして、令和2年4月から赴任していただくことで進めているところでございます。住居は、先ほど話をしましたとおり、民間のアパートを活用していただくこと。

それから、活動に際しまして車が必要であろうということで、車両を準備したいと思っています。

来ていただく目的といたしましては、産直施設のPR広告、あるいは食堂等でのメニュー等の開発、物品のPRといった部分について特色のある施設づくりを目指すためにいらしていただくということで進めているものでございます。

それから、予算の積算の表につきましては、後ほど資料を出させていただきますのでよろしくお願いたします。

○10番（山本幸男君） ここにあるこの予算は。この予算の中にあるの、報酬とか。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 報酬は、46ページの一番上の会計年度任用職員報酬と、こちらが地域おこし協力隊の報酬になっております。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ここで休憩したいと思います、午後1時からまた再開いたしまして、質疑を受けたいと思います。

休憩です。

午前 11時59分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長（本田秀一君） 休憩前に引き続きまして審査に入りたいと思います。  
質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 地域おこし協力隊のことについてです。内定している隊員は、  
年齢、性別、出身地、得意な職業の経歴というか、分かる範囲で。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 今のご質問にお答えいたします。

年齢は、55歳でございます。性別は男性でございます。特技につきましては  
商店等の販売戦略とかレストラン等のメニュー作成等々、それからホームページや  
SNSを使った情報発信等が得意であるということでございます。

○委員長（本田秀一君） あとはありませんか、質疑。

中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほどの資料で質疑をやり忘れましたが、総合発展計画の資料ナ  
ンバー4の2ページ目、随分議会に気を遣っていただいたのかなと思っておりますけ  
れども、一番上に町と町議会が一体的に行政サービスを推進するためというちょ  
っと合わない、これは議会にあまりサービスしなくてもいいのではないかと思っ  
たりして。というのは、逆に総合計画を策定するプロセスといいますか、その管理に  
随時全員協議会なりなんなりで議会に途中経過等を報告して、議会の意見等があれ  
ば意見を吸い上げてもらうというふうな場があればいいのかなというふうには感じ  
ておりますけれども、多分この言葉は発展計画の中には入らないと思っておりますけ  
れども、多分これは似つかわしくない言葉である感じがする。町と議会は違うもの  
ですから。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、今の質問につきましてお答えさせて  
いただきます。

従来平成22年度策定の総合発展計画につきましては、自治法に基づきまして策  
定したものでございますが、平成23年度の自治法の改正によりまして、総合計画  
の策定義務が削除されたということで、今後の総合発展計画の位置づけ等々を考え  
ましたところ、それから近隣を確認しましたら、一戸町でも発展計画を条例で制定  
してつくるというふうなことの流れでございました。

当町におきましても、そのようなことから条例を制定しまして発展計画を作成す  
るとともに、議会の皆様にとっても全員協議会でその都度都度予定としては3回く  
らいを考えておりますが、内容をご説明しながら進めてまいりたいということで考  
えているところでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） 委託料のところ、町づくり交流推進事業についてという説明いただきました。先ほど前年が190万円の予算で、120万円に減ったということで中村委員が質問されて、土日、祝日の開設を主にしているということで、土日、祝日に「ハイキュー!!」の人たちが来ると、お店とかも休みだったりしてなかなかあれなのですが、皆さん来る人は土日に限らず平日ももちろんいっぱい来ます。ここに活動報告とかありますけれども、多分皆さんあまり細かく見たことはないと思うのですが、例えば軽米町、いろんな観光とかで宣伝しても、なかなか遠い海外からは来ないのではないかなと思うのですが、例えば去年あたりはメキシコ、アメリカ、あとは北欧のほうからも見えていました。東南アジア、中国、韓国、台湾はもちろん、東南アジアとかも結構来ていまして、そして来たときに食べるものは軽米のものを食べてみると、かけを食べてみるとか、お土産も軽米町の特産のものを買って、あとシリアルのお菓子といますか、そういうのも買っていきますので、結構この町にお金を落としていこうという、そういう意識はいっぱい持っています。たけさわストアに行っているいろいろ買ったりとかしているようです。

また、イベントがあると、夏祭り、秋祭り、ただ見るだけではなくて参加して、自分たちが友達同士で連絡し合って、衣装も作って着るものとかやって、そして町内の山車に出るときはちゃんとのし袋にお金を入れて参加費を出して参加していただいて、本当に若い人たちが来るので、来てもらうほうがいろんなポスターをやったりなんかして、なかなか来ないですが、「ハイキュー!!」の人たちはなぜここに来るかという、何かふるさとに帰ってきたようにみんなが迎えてくれるということでもあります。夏祭りに浴衣を着たりするときも、あるお宅をお借りして、そこでみんな20人ぐらい浴衣に着替えて、その浴衣も私たちがというか、友達同士で持ち寄り、寄附してもらった浴衣や帯を使って、それを着たり、自分たちで持ってきたりとかして、とにかくこの町で楽しもうということに来ていますので。

あとは、例えば二戸のタクシーの方も、バスの便が悪いので、「ハイキュー!!」の人たちが来ればすごく助かると。タクシーに乗って軽米まで行ってくれるということもありました。

あと、普通の民家で、寒いときは寄って休んでいってくださいとか。南の国から来た人には、こたつというものはこういうものだよというので、こたつに入っていたりして、本当に民間の協力の下に何とかやっていると思います。

来たときに一番困るのは、さっきも言ったバスの交通の便が悪いということと、あと泊まる場所がないということで、ある旅館の方はうちの稼ぎ頭は「ハイキュー!!」ですと言って、「ハイキュー!!」の人がいつも泊まってくれるので、とても助かりますということでした。2軒しか旅館はないので、金田一温泉に泊まること

も結構多いです。

この委託料がちょっと減ったのも残念なのですが、例えば泊まる場所がないので、青少年ホームも大分古いのですけれども、あそこは部屋が1個ずつ分かれているので、そして外には広場もあるし、ああいうところに来て泊まれるようにリフォームして使えるようにしていただけたらなと思いました。先ほどから町おこし協力隊の方を呼ぶためにいろんなお金を、補助金もあると思うのですが、用意しているのですけれども、一般的にスポーツ関係で来ても泊まる場所もないので、青少年ホームなどを使えるようにしてもらいたいなと思いました。土日、祝日だけではなくて、連絡が入るみたいなのです、行きたいとか。それで、あそこでやっている方はいつも合わせて出てくださいたりしているようです。

質問に答えていただけるとしたら、青少年ホームなんかを活用できないでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 宿泊場所というのは、「ハイキュー!!」の関係にかかわらず、以前から意見があるところがございますけれども、なかなか新規の建設は、経費の問題もありますし、既存の旅館の方なんかの圧迫につながらなければいいのですけれども、その辺との在り方というようなことも議論の対象になろうかと思いません。既設の公共的施設を改装なりして対応してはどうかというふうな考えも当然出てこようかと思いますが、ただ青少年ホームもかなり老朽化が著しいというふうなことを考えますと、併せて耐震化等も必要になろうかと思しますので、改修に関しても、もしかすると新しく建物を建てると同じぐらいの費用も懸念されるところでございます。「ハイキュー!!」のことに限らず、それについてはちょっと今後議論が必要なところかなと考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 今のことに関して、土日と祭日というふうに変わったと。振り替えというか、そういうような形で普通の日も対応するというふうなことは可能ではないでしょうか。柔軟な対応。

○委員長（本田秀一君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 今の質問にお答えをしたいと思います。

積算上は、120日分1日6時間ということで報酬を設定させていただいておりますが、今山本委員からもお話がございましたとおり、来る方はあらかじめ連絡していただいている方もあるようでございます。そういった部分を鑑みまして、受託する「わ・かるまい」と十分に連絡を取りながら、開催日等につきましては検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。1目企画費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、1目企画費を終わりたいと思います。

町民生活課町民生活担当課長、松山篤君。

○町民生活課町民生活担当課長（松山 篤君） 町民生活課から、2款2項1目企画費の中で計上しております花いっぱいビューティ軽米推進コンクールについて説明をさせていただきたいと思います。

このコンクールは、花づくりを通じて触れ合いと思いやりのある地域づくりを広げるといった目的の下に、平成元年度から実施しているものでございます。対象となる団体等は、地域団体、学校、職場、家庭などを対象にして実施しているものでございますが、春先に花の種子、苗を配付いたしまして、8月下旬の見頃の時期に審査、その後表彰式を行っているものでございます。令和2年度の当初予算でお願いしている分でございますが、47ページの7節、コンクールの謝礼、副賞等で23万7,000円、それから10節の消耗品費86万円2,000円のうち、種子購入費といたしまして51万1,000円、それから12節の花いっぱい推進運動用育苗業務委託料ということで、種子を苗に育苗するための委託経費として36万6,000円、合計187万円の予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 説明不足があったようでございまして。

今の件について質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、企画費を終わりたいと思います。

2目公害対策費に入らせていただきます。

ここで委員長を副委員長と交代いたします。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（舘坂久人君） それでは、49ページ、2目公害対策費、3目土地利用対策費、4目再エネ推進費までを続けて当局より説明をお願いします。

町民生活課町民生活担当課長、松山篤君。

○町民生活課町民生活担当課長（松山 篤君） それでは、町民生活課から2目公害対策費の予算についてご説明を申し上げます。

今年度に予算をお願いする金額は28万1,000円でございます。昨年度と同様の金額となっております。環境審議会でございますが、事業者の事業活動に伴い、想定されます公害、水質汚濁でありますとか騒音、悪臭等でございますけれども、これを未然に防止することを目的といたしまして、公害防止協定を締結する際に、盛り込む内容について審議、検討する審議会に係る予算をお願いするもので

ございます。現在予算をお願いするものでございますが、今のところ把握している地域の事業者等の案件は、当課としてはまだ出ていないという状況になってございます。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 次に、土地利用対策費の説明をお願いします。

産業振興課農政企画担当課長、長瀬設男君。

○産業振興課農政企画担当課長（長瀬設男君） 3目土地利用対策費についてご説明いたします。

これは、国土利用法に係る県の事務委託というような観点から、産業振興課のほうで取り扱っております。事務費系統の項目、節でございますが、旅費と需用費の消耗品費を計上させていただいております。

簡単ですが、以上の説明とさせていただきます。

○副委員長（館坂久人君） 続きまして、4目再エネ推進費について説明求めます。

再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、4目の再エネ推進費についてご説明します。

同じく49ページとなっております。全体の事業費としましては、予算としましては686万9,000円ということで、前年度比283万2,000円の増となっております。これは、会計年度任用職員の報酬、職員手当、共済費が主な増額の要因となっております。

そのほか、前年と変わったところについてご説明したいと思っております。12節委託料でございますが、こちらのほうは展望施設管理業務委託料の30万円を計上したところであります。詳しくは、追ってまた資料説明ありますので、そのときご説明したいと思っております。あと、再エネの発電事業の専門委員派遣業務委託料ですけれども、こちらはトータルで委託料は前年より45万円の減額となっております。引き続きこちらの委託料ですけれども、町の計画で高家、尊坊、あと風力の関係も設備整備計画に入ってきますので、そちらのほうの審査、点検等をお願いする予算を計上しております。

次に、17節備品購入費でございますけれども、こちらは展望施設の備品購入費として3万円計上しております。ロッカーを予定しております。

あと、18節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちらは1万円ということで、バイオマス産業都市推進協議会負担金を計上しております。軽米町、昨年11月バイオマス産業都市に認定されております。全国で90都市でありますけれども、そちらのほうで協議会つくっておりますので、そちらの負担金として1万円計上させていただきました。

あと、資料要求がありましたので、ナンバー5番についてご説明したいと思ます。資料のナンバー5番です。再エネ室分をご説明したいと思ます。資料ナンバー5番は、ミレットパーク展望施設の管理業務委託の内訳になります。こちらは、産業開発のほうから頂いている見積りを紹介させていただきます。ミレットパークの展望施設、昨日皆様にも見ていただきましたけれども、レノバ様より昨年12月頂いた施設でございます。木造48平方メートルの建物でございます。こちらのほう、開館はミレットパークの営業日と合わせて年間183日を予定しておりますので、その期間の person 費、賃金ということで19万7,000円を計上しております。予定される業務としましては、朝晩の開け閉めと、それから日中と申しますか、定期的な掃除、あるいは開館、閉館等の掃除が主な業務になると思ます。特にこの施設、展望施設ですので、大きな窓が特徴の施設でございますので、その窓の清掃、窓拭き、こちらについては頑張ってお掃除したいと考えております。定期清掃としては、1週間に1時間半とか、そういうことで積算はしておりますけれども、小まめに窓拭き、窓の清掃については、町のPR、新しい観光施設でもありますので、その辺は徹底してまいりたいと考えております。

あと、そのほかに光熱費も計上しております。屋根にソーラーも積んでおりますけれども、それだけだと賄い切れないところもありますので、メーカーのほうから確認した金額ですと、大体5,000円掛ける7か月ぐらいの電気料が必要ではないかということで、電気料3万5,000円計上しております。

あと、消耗品2万円、洗剤等を計上しております。

あと、修繕料、一般的な小さく壊れた分2万円計上しております。

消費税を入れまして、全体の管理費としては30万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

それでは、2目の公害対策費から4目再エネ推進費までを一括で質疑を受けたいと思ます。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） まず1点目で、公害対策費の環境審議会。環境審議会というのは、どういうふうで開催されるものなのか。どこかから依頼があってやるのか、役場で気がついてやるのか、何か建物、そういうのが出たとかという、その辺教えてください。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課町民生活担当課長、松山篤君。

○町民生活課町民生活担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

過去の事例を私自身もちよっと分からなくて調べましたけれども、平成25年に

は鶏ふん発電所の建設に伴う審議会を開催しております。それから、平成19年度には長倉地区の鶏ふん堆肥化施設、そしてちょっと古いですがけれども、平成16年度には内城、これは苜敷山だと思いますけれども、地区の産業廃棄物の堆肥化施設という、これに漏れているものもあるかもしれませんが、私が調べた範囲内では過去にそのような主に堆肥化施設とか、そういう類いの大規模な建設計画が浮上した場合、悪臭とか水質汚濁とか、その事業者と公害防止協定を締結するわけなのですけれども、その協定に盛り込むべき事項について、専門家の意見を聞きながら定める必要があることから、この環境審議会というものを開くものだと私自身は認識しております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） 最近であれば、バイオマス発電のあれを建設するときに開いていると。それを環境審議会にかけるときに、基準というのはいかないのですか。例えば誘致している大規模ブローラーの関係があるとかと言っていますけれども、そういうふうなブローラー関係でこういうふうなのを開く必要がないのかどうか、そういうふうなのも含めて、何か基準等があれば教えてください。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課町民生活担当課長、松山篤君。

○町民生活課町民生活担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

環境審議会の根拠となる部分で軽米町環境審議会条例というものがございまして、環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するために、この環境審議会を置くということになってございます。また、その規模とか内容について定めているものではございませんで、あくまでも町といたしまして事業者の事業活動に伴いまして公害が想定される場合、その未然防止を図るために開く審議会というような捉え方をしております、基準は特段定めているものではございません。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 今の公害対策費の環境審議会のところについてお尋ねします。

これは、環境基本法第44条に基づく審議会かと思うのですがけれども、先ほどブローラーの誘致企業についてとかありましたけれども、例えば大規模に森林開発をしてソーラー発電をするときとか、あと公害といっても幅広いわけです。環境破壊というのは、景観とか自然状況とか、そういうのもあるので、そういうのは全く考えなかったのか。また、町民からこれを開いてくださいと言えれば開けるものなのか。

それから、11節役務費、水質検査手数料というのがあります。これは、どこの水質検査をしたのかということです。

監査委員の意見の中に、生ごみ処理のことがちょっと書いてありました。所管課の枠を超えて専門的に効果が求められるものは、複数課にわたって連携を構築するなど、検討を進めていただきたいということで、これちょっと読んだ感じ、私は何か問題があったのかなと思いました。環境審議会というのはめったに開かれるものではなくて、よそのホームページを見ると結構年に何回も開かれているようですので、ちょっとその辺をお聞きします。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時29分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 大規模という定義はないのでございますが、例えば10トン以上の鶏舎であれば開く5トン以上とかであれば開くという定義は特にないのでございますけれども、町で計画している大規模養鶏団地等に係る環境審議会の開催等は、私は実施したほうが良いと思っています。

それから、再生エネルギー、ソーラーパネル等の設置に係る大規模な開発に係る環境審議会等の開催は必要なかったのかということでございますが、これにつきましては太陽光を誘致する段階で農山漁村エネルギー活性化計画、あの中でそういった環境問題等についてはクリアしているものだというふうに認識しております。

それから、水質検査の場所なのですが、1つが長倉の旧最終処分場、あれは休止の条件でずっと半永久的に水質検査することにしてあります。それからあと、ゴルフ場も公害防止協定の中で残留農薬があるか等について調べています。それから、もう一つは山内の岳の湧口が飲料用としていまだにくんでいらっしゃる方もありますので、飲料水に適しているかどうかについて検査しております。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 住民から要望があったら開いてくれるということではないですか。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） その規模、内容等にもよるのですが、町と結ぶ公害防止協定の中で一定程度の要件がクリアできれば必要ないのかなど。いずれ規模等、内容等に応じて判断していきたいと思っています。

○副委員長（館坂久人君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 監査委員のさっきのところ、報告の中にあつた生ごみ処理のよ

うに所管課の枠を超えてと、これは多分大変な事態があったのかなと思うのですが、ちょっとこれは関連してどういうこと、生ごみの処理について。2月25日の報告。

○副委員長（館坂久人君） 当該年度。

○3番（江刺家静子君） はい、定期監査。

○副委員長（館坂久人君） 監査委員、竹下光雄君。

○監査委員（竹下光雄君） それでは、今ちょっと文章表現がどうなっていたかは定かでないのですが、江刺家委員が言われた部分には記憶ございますので。これは、いずれも私が監査委員になってから何回かごみの問題が出されておりました、その中には効果等については当局と議員との間でいろいろ議論された経緯もあったりして、そのことを今回の定例会のどなたかの一般質問だったのか、この件については今後検討していきたいという町長の答弁もございましたが、このことは担当課の仕事の流れを見ていますと、今は課長会議ではなく経営会議というふうな会議で毎月行われているようですけれども、この業務ということだけでなく、課長方の集まりの中ではお互い議会で議論されたことが、それを聞いて関連する担当課だけでなく、関連する課があるわけございまして、その中でもいろいろと意見を出し合ってよりよい方向に行けばいいのかなという視点で、表現的には連絡を密にしてという言い方ございましたので、特に何かあったというわけで記入したわけではございません。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 展望台の管理について。

展望台の管理費用30万円という予算になっておりますが、管理するのが軽米町でどうだろうかという疑問を私は持っています。というのは、観光という名目で考えればいいのか、それとも再生エネルギーの関係で考えればいいのか分かりませんが、展望台を町が管理するというのは、ちょっと違和感というものを私は感じます。むしろレノバがせっかく造って町のほうに寄附したのであれば、レノバがまず自らの管理を含めて管理もすると。そうでなければ、山内の株式会社でもそういうものをやるというようにしたほうが、見に来る人たちに対する説明もいいのかというふうな感じがいたしますが、その辺はどうですか。ちょっと考え方の違いですか。

○副委員長（館坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、お答えします。

ミレットパーク・ソーラー館でございますけれども、造ったのはレノバです。レノバのほうで事業費、建設費は全て持って造った建物でございます。それで、町のほうに昨年、12月といいますか、日付でいうと11月なのでございますけれども、寄附申出書ということで町のほうで頂いておりますので、それで町のほうで管理すると、

そういうことでこの管理費、管理業務委託の予算を計上したわけでございます。  
以上です。

〔「俺はそういう質問しない」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時39分 休憩

—————

午後 1時40分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） レノバからご提供いただきまして、それでしっかりとお受けして、これから観光だけではなくて環境教育、いろんな意味で使っていきたいというふうに考えておりますので、こういう形で町が管理し、いろんな用途に利用していくというふうな形でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） どうも私の質問の仕方が悪かったようだけれども、実は前に小軽米というか、フォリストパークの建築をして、その当時「息子」という映画、軽米町をロケ地にしてやる「息子」という映画があったのです。その当時、私は町議会議員をやっておりましたので、ロケにも何回か立ち会って、私も通行人で通ることになったのですが、カットになりましたが、監督は山田洋次監督でございます。座談会というか、話をする機会がありましたので、上のほうの今花を咲かせている場所がありますが、その場所の中で看板が、前は「息子」のロケ地のところに看板があった時期がありました。しかし、あの映画には一言もなかったのです。何でもまたその場所が、せっかくロケしていて広めないんだというような質問をした。自然を破壊して、それこそチューリップやったり、様々なことをやるのはやっぱりまずいと私は思っていますというような話を山田洋次監督がしていました。なるほどな、そういう考え方もあるのだなと、そう思っておりました次第ですが、今回も何かしら自然を破壊して事業をやったこと、それぞれの利害関係もありますので、また全体とすればよいことかもしれませんが、そういうことが今観光に高度の活用とかというふうなことについては何というか、それを町が展望台造って皆さんに宣伝するというふうな行為まではしなくてもいいのではないかと。もしするのであれば、レノバをお願いして、たかが30万円ですから、その管理もやってもらおうと。それを一旦町がもらったものだから、その管理についてはレノバへ30万円やっておまへのほうでやれとか、山内の共有地に30万円やって管理してもらおうというふうな、表面的には一歩下がって対応するというふうなことが、何だか自然を変化させてや

ったほうが私は形がいいのではないかなと思ったりしますが、俺がしゃべっていることはおかしいですか、町長。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私は自然破壊というふうな捉え方はしておりません。地元のご理解をいただきながら、十分安全な施設を造っていただいております。再三我々も要望しながら、私はそういった施設を造っていただいたのかなというふうに考えております。

そういうことで、私はこれから再生可能エネルギーというのは、いろんな意味で温暖化の問題、それからまた原発に頼らないそういった社会、そしてまた今やはり世界中が、横浜市もそうですが、温暖化に拍車をかけるような化学燃料で電気を生産する、それによって便利というか、コスト的にもいろんな形で便利だというふうな考え方が徐々に修正されて、温暖化によるいわゆる自然災害の問題、様々な問題で非常にまたコストがそれ以上にかかっていくと。そしてまた、逆に言えば地球にどんどん人や生物がすめなくなるようなところまでいくのではないかというような、そういった危惧もされておるわけでございます。

そういった中で、やはりこれから再生可能エネルギーを使った電気で作られた製品を買うというふうな動きも今世界中のほうで広がってきてございます。そういった中で、横浜市は企業誘致と申しますか、それを考えながら再生可能エネルギー、2050年までに100%賄いたいというような方向で、我々もそういうふうな連携しながら、再生可能エネルギーを9市町村で供給しようというふうな動きになっているわけでございますが、私はこういう林地でも、やはりやりようによってはきちんと安全な施設を造って、そしてきちんと管理していただければ、私は再生可能エネルギーについては生産できるのだという、そういうところの関係の中で、私はいろいろ来て見ていただく人がご理解していただければいいのではないかなというふうに考えております。

そういうことで、自然破壊というふうな捉え方をされておりますけれども、私は決してそういうふうな考えではなく、これから再生可能エネルギーの重要性というものもひとつPRしながら、事業をしていただければなと考えております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 自然破壊というような言葉が適当であるかどうかはあれなのですが、ただ展望台を造っていて、展望台を造ってもらって、そこの管理を町がやるというふうなことはいかがなものだろうかとは私はまず発言しております。だから、太陽光を造ったことは、よい悪いは、これはまだ論じておりませんので、ただその展望台の管理を軽米町でやっているというふうなことは、むしろちょっと脇に置

いて、別な形で、役場が例えば30万円をレノバに出して展望台を管理するだとか、また別な団体が対応するというようなことのほうが、私は賢明だとか、そう考えて発言しましたが、そういうことです。コメントがあったら。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますが、先般の栃木県の町村会、10名を超える町村長の方々が来て、まだ展望台とか、できていなかったのですが、ミレットから見られて、非常に感心されて帰りました。

そういうことで、いろんな捉え方はあると思いますが、やはりこれからの再生可能エネルギー推進ということの観点の中から、私は軽米町をPRしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 昨日現地で展望台のところを見学しました。そこで、これが渡されたわけなのですけれども、これは軽米西、東ソーラー発電所、レノバと書いてあります。こちらはその規模とかありまして、これはもちろんそのメガソーラーの説明ではあるのですが、私は会社の宣伝と受け取っております。六ヶ所村のすごく広い発電所、見学に行ったことがあります。そのときもああいうふうな施設がありまして、説明してくださった方がいて、パンフレットを渡して、それは会社の人でした。だから、私は別にあそこに入らなくてもソーラーの全貌は見えますので、あそこはレノバという会社がこんなに大きな工事をしましたよという宣伝をしているような、山本委員とちょっと近くなるのですが、そういうのを町としてやっていいのかなと思いました。あれは会社のコマーシャルだと思いました。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時51分 休憩

-----  
午後 1時51分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今ご指摘の件に関しましては、皆さんから予算を通していただいて町で管理するというふうなことで、委託先はまだここでは決定しておりませんが、そういった中でそういう会社のパンフレット等の取扱い等も含めて検討してまいりたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） 意味が分かりません。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） そのパンフレットが会社の宣伝に当たるかどうかということも含めて、そういうふうな捉え方をされる方がたくさんおられるというのであれば、それはまた変えて、そういうパンフレットではなく、別のに変えるとか、そういう形で検討させてくださいということでございます。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） そういう捉え方をする方々があればというようなことですが、私は町長にそういう捉え方といいますか、管理のやり方というのを、考え方を聞いているわけでございます。考え方を聞いておりますので、どういう方法でその考え方を聞くのか分かりませんが、ぜひ何かしら管理の方法についてはちょっと問題が、あと一工夫したほうがいいのではないかなと、そう思います。

また、あそこの敷地は町のものでしょうか。町のものにレノバが何千万円でしたか、課長。昨日の説明で。7,000万円だか、5,000万円なのか、9,000万円だかちょっと分かりませんが、まず町の敷地にそういう建物建てるということが、もう既に建てる前から町長がレノバと相談をして了解したことだね。\_\_\_\_だね。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時54分 休憩

---

午後 1時55分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） お答えします。

レノバで展望施設を造りたいという、そういう構想が出た段階で町と協議しながら、町の土地を使って、そしてレノバのほうで建設したということです。いろいろ協議を進めながら建築工事を進めてまいりました。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） 別ではないですけれども、同じ展望台のことで。

この資料を要求したのは私でしたけれども、まず私は今の件とは全く別な、もう建てられたものとして、町に寄附されたものですから、町の施設であるというふうな観点でちょっとお話ししたいと思います。というのは、町の施設というか、ミレットパークの一部の施設だというふうに捉えるわけですが、そもそもミレットパークは産業開発のほうに指定管理をしている、全体的にしている施設だと思うのですけれども、なぜここにこういう委託料が歳入のほうで出るのかなと。私普通に考えれば、指定管理の変更契約でもいいと思うのですけれども、そういう形で産

業開発に指定管理させるための委託費を増額して変更契約でもすればいいことではないのかなというふう感じたのですけれども、その事務手続的な部分はどうなったのかなと。もしかしてミレットパークの設置条例か何か、条例改正とか新たな条例制定が議会にかかっていないから、それもやっていないと思うのですけれども、本来ならばミレットパークの施設として、設置条例等載せて指定管理していただくのが自然な姿ではないのかなというふうには感じていたのですけれども、その辺のところはどういうふうになっていましたか。

〔「俺が答えるのか」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時57分 休憩

---

午後 1時58分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） お答えします。

ミレットパークの管理については、指定管理ということで管理料を産業振興課のほうで取っておりますけれども、指定管理の関係で更新の時期等もありますので、その辺につきまして産業振興課ともいろいろ協議して、更新の時期がありますので、そういった時期の更新に合わせて、産業開発なり、そちらのほうともいろいろ今後協議していかなければならないと思いますが、本年度につきましてはまだそういう更新の時期でないということもありまして、再エネ推進費の科目のほうに計上した次第であります。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） 今更新時期ではないという、多分3年間ぐらいの契約だと思うのですけれども、ただ施設の状況等が変われば、管理料等も変更になってくるのではないかなと。そうなれば、当然3年間の中でも変更、そこの相手がそれでいいということであれば認められて、予算面を少し変更しながらの変更契約とかということ、指定管理をそのまま継続してもらおうというふうな考え方があるのかなというふうに、指定管理そのもののやり方、私分かるわけではないので、ちょっとあれですけれども、その辺で別に更新まで待つ必要はあるのかなと。実際は、産業開発が管理するのでしょうか。これみたいに人夫に来る人たちは、あそこを管理する人たちが行って、あなたが窓拭き一生懸命やりますと言ったけれども、あなたが行ってやるわけではないでしょうから、そういうことで現実的にはそういうことではないかなというふうを感じるわけです。

あともう一つは、町の施設になったら設置条例なんか当然つくるべきではないのかなと。それらは、動きはないのですか。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時00分 休憩

—————  
午後 2時13分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

それでは、当局の答弁を求めます。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 先ほどの中村委員のご質問でございます。軽米町ミレットパーク設置及び管理に関する条例の中でうたっているものは、建設されている全ての施設について個別にうたってはおりません。利用される施設の名称だけ。例えばミレットプラザであっても、研修室のみが町と関係がない人たちが公的ではなくて使う場合の使用料等を定めて、ミレットプラザの研修室とかというように、あとコテージの宿泊施設であったり、そういう部分について管理上の施設名が上がってきております。それ以外は、一体的なものということで条例の中ではうたわれております。今回の展望台は、無料で皆様方に使っていただく施設ということで、条例、条項を追加する必要は今特にないのかなと考えております。

あともう一点、指定管理の部分でございますけれども、ミレットパークにつきましては、令和2年度が最終年度、3年目の委託期間となります。これは、2年前に公募を行って、条例に基づいて指定管理をしていただくための公募をして、応募者があって、たまたま産業開発ということが落札をされたため、契約に基づいて3年間の年度ごとの契約額について議会の議決をいただいております。令和2年度が最終年でありますので、中村委員がおっしゃる変更契約と最初から応募して皆さんから募集を募る段階で入っていなかった施設を変更でやるよりは、来年度の見直しの際に、契約の初年度の際に含めて、展望台の施設の管理も含めて積算をした上で、公募をして応札があった方と契約していく方向で考えたいと思っております。その1年間につきましては、再エネのほうの予算の科目で1年間の委託を指定管理としてではなく、委託をした上で来年度取りまとめて指定管理として契約していきたいと考えております。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） それでは、ソーラー展望台……

〔「ソーラー館」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） ソーラー館、その展望施設、施設そのものの存在というのはどこに現れてくるのかなと。誰もが分からない。ただミレットパークに何だかあるとい

うぐらいでしかない。当然名前もつけているようですけれども、名前つけたらどれを基にして名前を呼ぶのだらうなというふうに、何らかの形でやるべきではないのかなという気がするのですけれども、普通ミレットパークを設置すると、設置条例というか、そういうときに例えばコテージを造りました、研修館を造りました、その後にも何かいろいろ追加になっているような、それらを設置したというふうなのは当然あってしかるべきだったのが、今までそれをやっていなかったというだけなのかなと。では、私たちは何を基にしてその名称を呼ぶのかなというふうなのが、基準がないような気がするのですけれども、それも含めてもしかしてそういう必要性があるのであれば、条例改正の見直しをするのであれば、それ含めてやったほうが分かりやすいような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） いずれフォリストパークも同じような形で、一体的な施設として軽米町ミレットパークの設置と、全体的な設置という名目で条例のほうで制定されて、現在のところはそういうふうな状況になっておりますので、フォリストパークとミレットパーク、併せて今のご意見につきましては検討させていただきたいと思えます。

○副委員長（館坂久人君） 茶屋隆君。

○11番（茶屋 隆君） 展望施設ですけれども、昨日視察させていただきましたけれども、私行って靴を脱いで入りましたけれども、ああいう施設で靴を脱いで入るところ、今まで経験ないのですけれども、やっぱりちょっと抵抗を感じたのですけれども、開館する前にそこら辺もう一回検討してみる必要があるのではないのでしょうか。できればそのまま入ったほうが入りやすくいいかなと思うのですけれども、いちいち靴を脱いでというのは、何か面倒くさいような気がしたのですけれども、その辺検討していただきたいと思えます。

○副委員長（館坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） お答えします。

皆さんの意見も広く取り入れながら、今後検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 様々な提案がなされて、設置条例をつくったほうがいいのではないかと、その方向。それから、そのまま入っていくとかというようなことの提案もございました。いずれ前向きに検討されるということでもありますので、了したいと思いますと思えますが、ただ町長の答弁の中で、会社が造らせてほしいという要望があって造らせたというようなことでもありますので、そうであれば管理についてもやはりご協力を願ったほうがいいのではないかなというように私は考えます。というの

は、何千万円かかったとかという説明がございましたので、何千万円だかよくは分かりませんが、ただ管理については30万円でも20年間でございますので、600万円あれば間に合うと。何千万円という数字にはいきませんので、それについては可能ではないかなと思っておりますので、それらについては様々検討して、管理の支出はそういう形で対応して、管理者はミレットパークでも何でもいいのですが、いずれ町が管理というような形は何ぼか薄めたほうがよいのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

それから、あわせて様々な提案がございますが、私は展望台アンド野天風呂というか、風呂、風呂も一緒にやれば景観も最高、お客さんも来るし、利益も入るし、そういうことも併せて検討してみたらどうですか。そうすることによって、自然破壊とか、そういう議論ではなく、別な展開、印象が出てくると思いますので、ご検討願いたいと思いますが、これに対してはノーか。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） お風呂の件に関しましては、再三山本委員からご要望はいただいております。私もそれは非常に重く受け止めておりますが、今の場所がいいのか、それは別といたしまして、そういったこともこれからまたいろんな形で検討してみたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、管理に関しましては、これからまた町といたしまして、いろんな形の多様な使い方もあると思っておりますので、町のほうで管理しながらやっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 上山誠君。

○1番（上山 誠君） ミレットのお話が、ソーラー館のお話出たので、ちょっと昨日行って見て全体的に見えるのですけれども、1つ双眼鏡的なものでもあれば見やすいのではないかなと、見たい人もいるのではないかなと思って、近く見るために何個か買っておいたらとか、そういう備品を買ったらどうなのかなという要望です。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） その件に関しましては、検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、総務課総括課長より申出がございましたので、資料ナンバー1の1と2の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 一覧のものと規則になっております。

〔「ナンバー1」と言う者あり〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ナンバー1の（1）とナンバー1の（2）になります。

その前に、昨日の私の説明で、ちょっと私の勉強不足のところがありましたので、訂正させていただきます。昨日の説明の中で、会計年度任用職員のうち、パートタイムは報酬、フルタイムの場合は給料というふうなことでお話ししましたが、労務職員については普通の地方公務員法の適用とは異なって、パートタイム、フルタイムにかかわらず、労務職員の分については給料と手当の支給になるよというふうな位置づけがございますので、予算書の中を見ていただければ、給料の中に会計年度任用職員というふうに書いてあるのもございますけれども、そういった法令の位置づけのちょっとの違いによるものというふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

まず最初に、ナンバー1の（1）のほう、科目ごとに予算要求の額、人員、あと職種等を記載してございますので、これは見ていただくというふうなことで、具体的な説明というよりは、何かご質問いただければそれにお答えをするというふうな形にしたいと思います。

続きまして、ナンバー1の（2）のほうでございます。これ、初めの4枚がいわゆる一般職といいますか、行政職、医療職相当分の規則になりまして、最後の1枚が労務会計年度任用職員の給与等に関する規則について、また別に作成させていただいております。内容につきましてはほぼ変わらず、特に労務会計年度任用職員の規則につきましては準用が多くなっておりますので、最初にこの資料のタイトルがついているほう、一般行政職相当分の職について、全てはちょっと説明しかねるわけなのですが、条例等の関係等について述べさせていただければと思います。

まず1つ、この規則の第1条は趣旨でございます、御覧のとおりでございます。

第2条は、見出しで報酬及び給料の基準等というふうなことでございますが、条例第4条第1項に規定する分類の基準とありますが、これは職務給を規則で定めるというふうなことでございまして、別表第1のとおりになってございます。別表第1、アが行政職等級別基準職務表となっております。職務の級は1級、基準となる職務は御覧のとおりでございます。あと、イ、ウは医療職（二）、医療職（三）となっております。

条項のほうに戻りまして、第2条第2項につきましては、条例第3条に規定する適用範囲とありますが、これはフルタイム職員の給料についてでございます、これが別表第2に示されているというふうなことでございます。

第4項、条例第7条に規定する町長が規則で定める基準というのは、これはパー

トタイム職員に関する基準でございまして、第1号では月額、第2号が日額、第3号が時間額による場合の計算の仕方が記載されているものでございます。

続きまして、2ページ目になりますが、時間外勤務に係る報酬というふうなことでございます。第3条は、条例第9条第2項及び第3項となっておりますが、これにつきましてはパートタイムの時間外手当相当分に係る報酬額の割合というふうなことで出ていますが、御覧のとおり給与条例適用職員の例によるということでございます。

第4条は、休日勤務に係る報酬、これにつきましても時間外の休日勤務分というふうなことになります。

第5条は、宿日直手当に相当する報酬。

第6条は、先ほど時間外の計算の仕方というふうなことでご説明しましたけれども、その基になる1時間当たりの報酬の計算の仕方が第6条のほうに示されているものでございます。

第7条は期末手当、これにつきましてはフルタイム、パートタイム共通でございします。1号、2号において、その基礎となる基準を定めてございます。

第8条は、その期末手当の支給日というふうなことでございます。

あと、第9条なのですが、条例第15条第1項後段に規定する規則で定める会計年度任用職員とありますが、これは期末手当の前に退職した場合等について定めているものでございます。

第11条でございしますが、期末手当の基礎額をそこに掲載してございます。

第12条以降、それぞれ各条の前に括弧書きで見出しが記載されておりますが、その見出しに沿った内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。

私のほうの資料の説明は以上にさせていただきたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） このことについて何か質疑ありますか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） ちょっと細かい資料を要求して申し訳ございませんでした。ただ、これ全体を比較してみると、これで大体月額というのはこの人は何ぼなのかなというので分かるような気がして、大変いいのですけれども、そこでまだよく分からないのが給与と報酬ということで、私もこれ渡されて見て、あれ、何で時給の人たちが給与なのかなといった、労務職というか、労務的な仕事をする人という意味なのかなというふうに感じました。その人が給与だと、それはそれでいいのです。細かいことは、またこれから勉強しなければならないのですけれども、ただ昨日からちょっと気になっているのは、交通指導員の給与というのはどういうあれで交通指導員が給与なのかなと。例えばもしかして年報酬があつて、またはその都度の出動手当等があるのが交通指導員の仕事だなというふうに考えて、だから似たようなので

あれば消防団なんかも同じような、役員というか、団長とか副団長等は年報酬もあるようだけれども、それであと火事とかあったりすれば出動手当とか、何か似たようなところがあるのだけれども、消防団員は給与ではない、今までどおりだと。この辺の違いは、これ見たときに交通指導員がなぜ給与なのかなというのが1つ。それとあと、そういうふうな比較。

あと、一般質問で聞いたときに、私そのとき理解したのは、再任用の人たちは会計年度任用職員で給与なのだよというふうに、あのときはそういうふうに理解したつもりだったのですけれども、その人たちはこれには入っていないというふうに、入っていないのですよね。だから、その辺のところも今までの理解とちょっと変わったな、違ったなと思ったので、その2点、まずひとつ教えてください。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時35分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、消防団員と交通指導員の位置づけの違いなのでございますが、消防団員は今までどおり特別職という位置づけになるよというふうなことでございます。私どものほうも、これだからというふうに説明を受けているわけではないのですけれども、昨日からもお話ししておりますが、行政連絡区長とか交通指導員、あと当町の場合ですと外国語指導助手等は、特別職には当たりませんよというふうなことで区分されていることとなります。そうすると、言わば特別職の違い、何とも説明できないので、お許し願いたいのですが、いずれそういうふうなことで区分しておりますが、その中で交通指導員は何で報酬でなくて給料なのだというふうなお話ですけれども、今確認しましたらば、いずれ交通指導員も労務的な業務になるというふうな考え方で、給料としての位置づけというふうなことでございます。

あともう一つが、再任用の職員については、この一覧表には入っておりませんで、再任用の場合は、短時間ではありますが、全てにおいて給料というふうなことになってございます。それは、地方公務員法上の位置づけの違いによるものでございます。

ちなみに、この月額と、あるいは時間単価なのですけれども、それぞれさっき規則の中で割り当てる級とかいうふうなことで説明させていただきましたが、規則の別表第2を御覧いただきたいのですけれども、この別表第2の事務補助というところがあるページを、この事務補助のところを見ていただければ一番分かりやすいと

と思いますが、事務補助が高校卒で、これは基礎号給が行政職の1級1号から始まるよというふうなものでございます。やはり職務の内容から上限がございまして、1級の第5号、経験を重ねていったとしても1級の第5号を上限としますよというふうなことでございます。それで、先ほどの一覧表の中に、例えば1番上の一般管理費、事務職員、給料月額が16万4,658円とあるのですが、それにつきましては、要は予算の段階、どなたが任用になるか分からないので、この上限額で算定しているというふうなことでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） この会計年度任用職員は、年度年度で新たに公募して採用するというふうなのがまず規定されているのですけれども、既に軽米町のほうでもお知らせ版で募集をしているのですけれども、極端な言い方すると、ここに書いてある人たちは、全て公募するのでしょうか。町のちまたのうわさの中では、どうせ応募しても決まっているというふうな、疑心暗鬼なふうなうわさが出ている、その辺のところがないように、全て一律な公募の仕方、選考、採用の仕方というのを明確にするべきではないかなというふうに感じるわけですが、まだお知らせ版を見た段階では、これが全部募集に入っているわけではないような気がするのです。ただ、それこそ掃除とか、そういうふうなまで公募するのかどうかというのもあるかと思うのだけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） おっしゃっているとおり、基本やっぱり公募というふうなことになります。それで、一般質問でもお答えさせていただいておりますが、現在臨時職員あるいは非常勤職員として働いていただいている方々に対しても誤解を招かないように、あたかも継続雇用を前提としたような説明会等は控えさせていただいているというふうなことです。ちまたのうわさはどこから出てきたのかちょっと私も分かりませんが、いずれ当方のスタンスとしてはそういうところで、当方が基本になろうかと思っております。ただ、本当に特殊な職種もあろうかと思っておりますので、その辺については公募、あるいは実態、例えば公募しても時間と手作業かかるのだけれども、実態としてどうかなというふうなことがあれば、そこは特例的な取扱いをする可能性は、ちょっと否定できないとは思っています。あくまで、ただ限定されている部分あるというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、清掃の限られた時間、業務については、ちょっと私もまだ捕捉してないところですので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○副委員長（館坂久人君） ほかにございせんか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 今の資料1の1の。この中に地域おこし協力隊推進事業費がありますが、専門員はこれには載っていないんだな。

○副委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ただいまのご質問、地域力創造支援事業の専門員だと思いますが、あれにつきましては当方で任用させていただくのではなくて、事業全体商工会への委託を予定しておりますので、この中には入ってまいりません。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

山本幸男君。

○10番（山本幸男君） 商工会で様々な管理するにしても、行政が十分にその動向については一体となってやったほうがいいのかなど、素人考えですが、いかがですか。そういう心配ない。そういう方向か。

○副委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ただいまのご質問は、商工会での募集する情報も一緒にこの中に入れたらどうかということ……

○10番（山本幸男君） そうでない。活動の内容を、行政も一体となって様々……

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時44分 休憩

---

午後 2時44分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ありがとうございます。商工会のほうに丸投げをしているわけではなくて、令和2年度の予算のほうにも掲載させていただいておりますが、移住・定住促進、空き家対策等についても協働しながら一体として進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副委員長（館坂久人君） それでは、予算書に戻りまして、50ページ、2款総務費、3項徴税費の説明に入りますが、その前に皆様にお諮りしたいと思います。

本日の審議は3時をめぐりにしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） それでは、50ページの1目税務総務費から2目賦課徴収費、ここを一括で説明を受けたいと思います。

税務会計課課税担当課長、福島貴浩君。

○税務会計課課税担当課長（福島貴浩君） それでは、資料の50ページ、2款総務費、3項徴税費、1目税務総務費の説明をさせていただきます。

今年度の予算が5,354万3,000円、前年度と比較しまして688万3,000円の減となっております。減額の主なものは、職員の配置替えに伴う2節給料、3節手当、4節共済費など、人件費に関するものでございます。経常的な経費としては、普通旅費が1万1,000円、18節負担金補助及び交付金が2万円の増となっております。以上が税務総務費となっております。

次に、2目賦課徴収費のほうを説明します。今年度予算が2,331万1,000円に対しまして、前年度と比較して647万9,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、12節委託料でございます。これにつきましては、2021年度の評価替えに伴う経費のうち、標準宅地及び農地等鑑定評価業務委託料の540万円と地方税共通納税システムに対応した改修費用の160万円が減となったものでございます。経常的な経費としては、11節役務費の通信運搬費が4万6,000円、12節委託料で賦課計算業務が15万3,000円、土地情報総合システムの保守異動修正業務が17万6,000円、軽乗用車税の環境割の取扱負担金として新たに7万4,000円が増となったものです。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。一括で質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） それでは、なしと認めます。

次に、52ページ、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。

町民生活課総合窓口担当課長、橋本邦子君。

○町民生活課総合窓口担当課長（橋本邦子君） 1目戸籍住民基本台帳費の説明をいたします。

ほぼ前年度と同額で推移しておりますが、主なものと委託料の戸籍システムと、あとCS関係と書いてありますけれども、住民基本台帳ネットワーク関係の機器の保守関係の委託料になります。あとは、13節使用料及び賃借料でございますけれども、こちらのほうも住民基本台帳ネットワークと、あと個人番号カードの専用のプリンターと、あと戸籍のシステムのソフトと機器の賃借料の分を計上しております。前年度と違うものと、備品購入費でありますけれども、22万2,000円を計上しています。こちらのほうは、マイナンバーカードを交付するときに本人に暗証番号を入れてもらうのですけれども、そのタッチパネルが前は平成27年度購入しております、耐用年数が経過して令和2年度に購入しなければならないということで22万2,000円を計上しております。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 質疑なしと認めます。

続きまして、53ページ、5項選挙費、1目選挙管理委員会費の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。

○選挙管理委員会事務局長（吉岡 靖君） それでは、選挙費について説明させていただきます。

1目選挙管理委員会費、前年度から25万8,000円減額となりまして、615万7,000円となっております。これにつきましては、職員給与の見直し等によるものが大きな要因となっております。10節需用費については、来年度10万円を見込ませていただいております。投票区再編等に向けていろいろ資料等も作成してまいりたいと。それに関わって、一定の消耗品が必要になるということで、例年と比べますと若干の上乗せをさせていただいているところでございます。

2目の選挙啓発費は、ほぼ前年のおりでございます。

その下、参議院議員選挙費、知事及び県議会議員選挙費、町議会議員選挙費につきましては、来年度事業はございませんので、廃目とさせていただきたいと思っております。

選挙費については以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 質疑なしと認めます。

続きまして、6項統計調査費から7項監査委員費まで続けて説明を求めます。

総務課企画担当課長、梅木勝彦君。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） それでは、統計調査費についてご説明をさせていただきます。

予算書54ページとなります。1目統計調査総務費でございますが、こちらは例年度よりも減少となっております。昨年度より84万2,000円の減となっておりますが、こちらは給料並びに共済費の減ということになってございます。

続きまして、2目委託統計調査費でございます。前年度より290万円の増となっておりますが、今年度は国勢調査の実施年度でございます、その報酬が424万5,000円、臨時職員の報酬、こちらは6か月を予定しておりますが、86万5,000円、4節共済費13万7,000円、こちらは会計年度職員の保険料となっておりますが、この分が増額となるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長（館坂久人君） 監査委員事務局長、小林千鶴子君。

○監査委員事務局長（小林千鶴子君） では、ページはそのまま、55ページになります。

2款総務費の7項監査委員費になります。

監査委員費は、今年度との比較で2万4,000円減の112万6,000円となっております。1節報酬から次のページの18節負担金補助及び交付金まで、監査委員が行う出納検査、定期監査、決算審査等に係る経費で、例年どおりの予算としております。よろしくお願ひします。

○副委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

統計調査総務費から監査委員費までを一括で質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 質疑なしと認めます。

それでは、総務課総括課長より発言の申出がございましたので、発言を許します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 午前中ご質問いただいております総務費、総務管理費、一般管理費のうちの負担金補助及び交付金、39ページになります。副町長管外視察研修負担金で1万円を掲載しておりますが、私は行く行かないにかかわらず、午前中は支払うべきものではないかというようなこととお話をしたのですが、参加しなければゼロというふうなことでございますが、この副町長研修とはなっておりますが、参加対象が副町長に限ってもいないというふうなことなので、副町長が存在するしないにかかわらず、例年この1万円は要求させていただいているというふうなこと、ただ参加しない場合には予算の支出はなしというふうなことでございましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○副委員長（館坂久人君） よろしいでしょうか。

それでは、本日の質疑は終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○副委員長（館坂久人君） 明日10時から再開します。

本日はこれにて散会します。皆様ご苦労さまでした。

（午後 2時57分）